

第5章 長期化する二次災害への対応

第1節 頻発する土砂災害と洪水

1 土砂災害はいつどこで起きたのかー土砂災害のタイプー

富士山の宝永噴火では、大量の降下火砕物（宝永テフラ）が冬の強い季節風に乗って、遠く江戸まで届いた。上・中流域を厚い降下火砕物で覆われた酒匂川^{さか}では、その後、繰り返し大規模な土砂氾濫被害があった（開成町、1965；本多、1972；酒井、1975；瀬戸、1982など）。まず、噴火直後の降下火砕物の分布状況と噴火後における土砂災害、すなわち直接被害と二次被害の関連について見てみる（小山ほか、2001、03；南ほか、2002；井上ほか、2002；角谷ほか、2002；富士砂防事務所、2003など）。

宝永噴火以後、繰り返し発生した土砂災害（直接被害と二次被害）等の発生箇所を示したのが図5-1であり、土砂災害地点・発生年月日等を示したのが表5-1である。降下火砕物・宝永テフラ（火山灰）は上空の季節風（偏西風）によって、富士山の東側に堆積した。当然、富士山に近いほど厚く堆積し、粒径が大きく、また、それらは大雨や強風が吹いても移動しにくい。富士山から遠く離れるにつれて、次第に堆積層も薄くなり、粒径も小さくなる。粒径が小さくなると、風や雨によって移動しやすくなる。このため、丹沢山地以東では300年近く経過した現在、地表面付近に残っている宝永テフラ（火山灰）はほとんど認められない。

噴火直後より、降下火砕物・宝永テフラは、

- 1) 高温の降下火砕物による家屋の焼失、
- 2) 降下火砕物の重さによる家屋の倒壊、
- 3) 田畑・草地への降灰による作物・飼料・燃料の不作と森林の荒廃、
- 4) 降下火砕物及び土砂の二次移動による用排水路の埋積、
- 5) 本流への土砂流入と河床上昇による氾濫、

などとなって、地域住民を襲った。さらに、降下火砕物によって森林の荒廃が一層進み、山地からの土砂流出を容易にし、下流域において4)や5)を引き起こす要因となった。

表5-1 富士山宝永噴火後の主な土砂災害地点一覧表（(南ほか、2002)などをもとに作成）

No.	災害	場所	年月日	災害状況
1	●	須走村<小山町>	宝永4(1707)年11月23日	家屋焼失・倒壊
2	●	中畑村<御殿場市>	宝永4(1707)年11月23日	家屋焼失・倒壊
3	◇	仁杉村<御殿場市>除川・前川	宝永～享保年間(1708～30)	用水堀埋積
4	●	仁杉村<御殿場市>前川	宝永以後(1708～)	河川埋積
5	●	北久原村<御殿場市>	宝永以後(1708～)	河川埋積
6	×	河村山北<山北町>	宝永7(1710)年5月	道路埋積
7	×	皆瀬川村<山北町>	宝永5(1708)年	河床上昇・堤防決壊・天然ダム
8	×	酒匂川	宝永5(1708)年6月22日	河床上昇・堤防決壊・洪水氾濫
9	×	<松田町>虫沢川	宝永5(1708)年中	田畑埋没・冠水
10	×	<秦野市>菖蒲川	宝永7(1710)年3月	河床上昇・洪水氾濫
11	×	堀斎藤村他5か村<秦野市>	享保3(1718)年	洪水氾濫
12	×	<二宮町>塩海川(現葛川)	宝永5(1708)年4月	河床上昇・用水堀埋積・田畑埋没
13	×	<二宮町>塩海川・打越川・不動川 ・長谷川	享保3(1718)年9月	河床上昇・田畑冠水
14	×	落幡村<秦野市>大根川・善波川	宝永～正徳年間(1708～11)以後 1740年まで継続	河床上昇・水田荒廃(水腐れ)・ 用悪水埋積
15	◇	<平塚市・伊勢原市>鈴川	宝永以後(1708～)	用水堀埋積
16	×	<平塚市>金目川	宝永以後(1708～)	河床上昇・水田荒廃(水腐れ)・ 用悪水埋積
17	◇	野津田村<町田市>	宝永6(1709)年2月	溜池埋没・用水堀埋積
18	◇	<大和市>引地川	宝永5(1708)年以後	水源埋没による干害(平常時)・ 水田埋没
19	◇	大場村<藤沢市>	宝永5(1708)年4月	用悪水埋積
20	◇	羽鳥村<藤沢市>	宝永5(1708)年4月	用悪水埋積・田畑冠水
21	×	<藤沢市>境川	宝永5(1708)年5月	河床上昇
22	◇	江ノ島<藤沢市>	宝永5(1708)年閏正月	磯の荒廃
23	◇	<横浜市>柏尾川	宝永以後(1708～)	河川埋積
24	◇	<横浜市>大岡川	宝永以後(1708～)	河床上昇・用悪水埋積
25	◇	永田村<横浜市>	宝永5年(1708)閏正月	溜池埋没・用悪水埋積・田畑埋没
26	×	<横浜市>帷子川	宝永～享保16年(1708～31)、以後 継続	河床上昇・河川氾濫・浅瀬の堆積

注) 1. 災害のタイプは、●：人家の焼失・倒壊や草木の枯死、×：河床上昇や河道閉塞による土砂洪水・氾濫、◇：用排水路の閉塞や海岸浅瀬の荒廃。
2. 年月日は災害後の普請願書の提出日などもあり、災害発生日を示していないものもある。

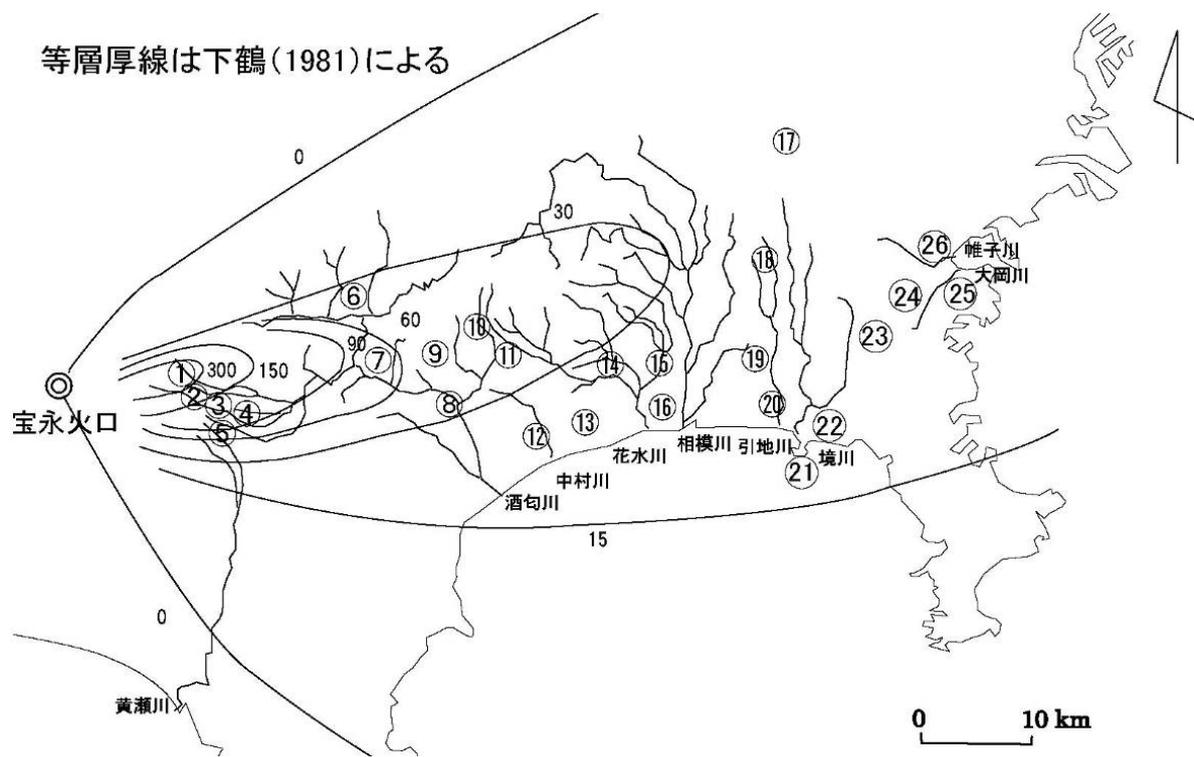


図5-1 富士山宝永噴火後の主な土砂災害発生地点

注) 発生地点の○番号は、(表5-1)のNo.に対応する。

2 富士山麓での被害

(1) 高温の降下火砕物による家屋の焼失

宝永噴火は、大きく4時期に分けられる(第2章第2節を参照)。火口は第1、第2、第3まであり、そのうち、白色・灰色の軽石を噴出した最初の噴火は、古文書記録などから継続時間は4～6時間とされている。最初の軽石は、ほかのフォールユニットの粒子に比べて粒径が大きい。このため、降下堆積後も長時間高温状態を保っていたものと考えられる。それ以後の噴火は黒いスコリア質の焼け砂となった。

最も宝永火口に近かった須走村(静岡県小山町、**図5-1**の地点番号①、以下同)では、蹴鞠^{まり}ほどの大きさの焼け石(高温の降下火砕物)が地に落ち、粉々に砕けて燃え上がったといい、黄色で塩味がしたという記録が残っている。須走村の集落75軒のうち、38軒が降下火砕物の重みで倒壊し、残りの37軒が焼失した(第3章第3節1を参照)。

この須走村の被害について、小田原藩による見分報告には、

「須走村砂一丈溜る、高札場砂^{こうさつばすな}にて埋まり、札覆^{おおい}の屋根計り^{ぼか}少し見る。……村中焼、残家共砂に埋り、屋根少し見ゆる。……浅間神社鳥居半分過砂にて埋まり、……拝殿は屋根計り少し見へ、御本社軒際^いまで埋ると云へとも潰れす。名主甚太夫土蔵^{じんだゆう}三つまで焼ける」

と記してある(『近世小田原史稿本』下口小田原市立図書館所蔵片岡文書)。

また、須走村より南の中畑村長坂(静岡県御殿場市、地点番号②)では、1961(昭和36)年3月15～16日、噴火直後焼失したと見なされる人家が発掘された。この人家は、噴火当時92軒・680人の住民があった中畑村のうちの1軒で、黒色の小豆・麦粒ほどの砂が1.8～2.0m、その下に直径1.0～1.5cm位の軽石層^{けん}が堆積していた。さらに、その下部には間口5間(約9.0m)、奥行き3間(約5.4m)、5坪(約16.2m²)の住居があった。家の中には軽石はなく、家の周囲に厚い軽石層があることから、噴火時に降った軽石が屋根から落ちて軒先に積もり、その後家が焼けたものと推測される。屋内跡から鎌、鍬、茶碗、包丁、鋏、毛抜き、硯、煙管の雁首、錠前といった当時の生活用具が発見された(第2章第3節を参照)。

(2) 降下火砕物の重さによる家屋の倒壊

小田原藩は、噴火直後に被災地の見分を行っている。その被害状況報告書「小田原領見分の次第」（『近世小田原史稿本』下）によれば、須走村に隣接する芝怒田村（静岡県御殿場市）では、女・子どもは避難し、男だけが残っている状況で、倒壊した家屋が11軒であるほか、吹き溜まりのような場所では家屋は完全に埋没したか、屋根の上部だけがやっと見える状態であった（中野、1978）。

降下火砕物が2～3mと厚く堆積した富士山麓では、顕著な土砂流出の記録は確認できない。この地域では生活基盤を奪われたため、住民の多くは小田原や沼津・三島へと流出し、小田原藩や幕府によって「亡所」とされた（第4章第4節2を参照）。このため、被害状況が記録されることも少なく、記録自体もほとんど残っていない。また、厚く堆積した降下火砕物は粒径が大きく、雨水は火砕物の間を浸透し、表流水が発生することは少なかった。そのため、富士山の山麓は緩傾斜地であり、河谷の急斜面部分を除いて、そのままでは降下火砕物が余り移動しなかったものと判断される。

(3) 田畑・草地への降灰による作物・飼料・燃料の不作と森林の荒廃

農作物等への被害は、降下火砕物による直接的な被害であった。こうした被害の状況については、小田原藩などに対する救済願いの文書等に多くの記録が残っている。

噴火が始まった11月23日（12月16日）という時期は、ちょうど畑に蒔いた麦がちらほら芽を出し始める時期である。降下火砕物が1尺（30cm）以上堆積した地域では、ほとんどの村で麦作が全滅状態となった。前掲の小田原藩報告書によれば、富士山から11kmと距離は近いが、やや南に寄っている川柳新田（静岡県御殿場市）では、「砂の深さ5～6寸（15～18cm）というところでも、秋に蒔いた麦の種が砂に埋まって収穫皆無であった」と報告されている。また、山野に降り積もった砂のために、秣（馬の飼料）や日々の燃料にも欠乏する状態となった。

富士山東麓の御厨地方（静岡県御殿場市・裾野市・小山町）では、標高が高いため、畑作を中心とする村がほとんどであった。そのため、生活基盤が元々脆弱で、現金収入を入会山野での薪炭・秣の採取と生産に依存していた（第4章第4節3を参照）。また、竹之下～古沢～須走の道筋は、相模・駿河・甲斐3国を結ぶ街道であった。このため、人馬の往来も多く、地元の村々では馬を飼って駄賃稼ぎを行い、農業生産力の低さを補っていた（永原、2002）。そのため、降下火砕物による秣場の壊滅は、致命的な被害であった。

現在でも、富士山南東斜面は厚い降下火砕物で覆われ、カラマツの高木の連続した林分によって識別される森林限界の標高は1,300～1,400mである（岡、1992）。当然、宝永噴火以前の村絵図等では「木立境」がもっと上に記されている。このような降下火砕物による森林の荒廃も、その後の土砂流出を引き起こす大きな要因となったと考えられる。

(4) 降下火砕物及び土砂の二次移動による用排水路の埋積

御厨地方においては、「御厨上郷の分砂強く降、溜る所は青竹の葉少しも是れなく、総て竹木茎計りなり、御厨上郷砂多く、砂溜り村々水是れなく難儀に及び、遠方よりして水を汲み用ゆ」（『近世小田原史稿本』下）というように、降下火砕物の一次堆積とその後の二次移動によって、用水に苦勞したという記録が残っている。

また、同じく「佐野、瀬木川（駿河湾に流れる黄瀬川を指す）の水、御殿場、二枚橋、深沢、西田中六十町の用水にて是ある所に、砂にて埋り水なし、当地平地の様に見る」とも記されている。このように、用水路はすぐに砂で埋まり、人々の生活に大きな影響を与えた。ただし、この種の被害は富士山麓よりも更に東方、神奈川県内の酒匂川流域、特に丘陵地出口付近において顕著であった。

3 丹沢山地と酒匂川中流域における土砂災害

丹沢山地や酒匂川中流域では、降下火砕物が1～2尺（30～60cm）も堆積した。急傾斜な谷壁斜面から、降雨の度ごとに堆積した火砕物が崩落し、大量の土砂が酒匂川の本流や支流に流入した。降下火砕物の分布軸上にあたる都夫良野村（神奈川県山北町）などでは、住民の大部分が離散した。住民が減少したことによって、人家や田畑の上に堆積した降下火砕物を、人為的に除去することはほとんどできなかったと思われる。

宝永5（1708）年の「虫沢村年貢割付」によれば、丹沢山中で酒匂川の支流虫沢川流域（神奈川県松田町、地点番号⑨）では、破砕物の厚い堆積と虫沢川の土砂氾濫により、噴火翌年の年貢が免除されている（松田町教育委員会、1977）。これは、虫沢川の谷壁斜面から供給された土砂が、翌年の出水期に流下・堆積し、田畑を埋没・流失させたためであると考えられる。

また、山北10か村（川村山北・皆瀬川・都夫良野・湯触・川西・山市場・神縄・世附・中川・玄倉、地点番号⑦）からは、宝永7（1710）年5月に、『奥山家往還道御普請人足見積り』が出されている。この工事見積りでも、村々は「出水や山より落ちてきた石砂により街道の通行が困難になった」と訴えている。例えば、そのうちの皆瀬川村では、「長五百七十八間（約1,040m）、皆瀬川村の分、奥山家より往還度々の雨にて山より石砂落候故、通路罷り成らず候につき、石砂取り退け、元の如く道作り申し候、この人足百五十一人、但し一人につき三間半（約6.3m）拵え」と道路復旧工事に必要な労働量を書き上げている（『山北町史』史料編近世No.247）。

この見積り書は、噴火より2年半ほど後に提出された願書である。つまり、この地域では斜面から多量の降下火砕物が崩落して斜面下方へ移動し、降雨時に土石流や泥流となって各支流から酒匂川本流に流入し続けていた。そして、これらの土砂移動が各地で河道閉塞と河床上昇を引き起し、その後の土砂・洪水氾濫の主因となったと見なされる。

なお、丹沢山地の多くは、当時、大山・阿夫利神社（神奈川県伊勢原市）の社有林であった。この地域では、後の1923（大正12）年9月1日の関東地震時に震度5～6の激震を受け、無数の崩壊や土石流が発生している（井上、2000、2001）。また、その2週間後、9月12～15日の豪雨により、大規模な土石流が発生し、門前町の大半が流出し、阿夫利神社の社務局も全壊した。阿夫利神社の関係者に、関東地震時の土砂災害について聞き取り調査や関係史料の調査を行った。しかし、このときの土砂災害によって、それ以前の貴重な神社史料が流失してしまったということである。

阿夫利神社の研究者によれば、昭和初期ごろまで、丹沢山地の山麓各地に黒い宝永の火山砂が残っており、お盆にはそれらを集めて小さな塚を作り、礼拝する風習が残っていたという。

4 酒匂川下流の足柄平野における土砂災害

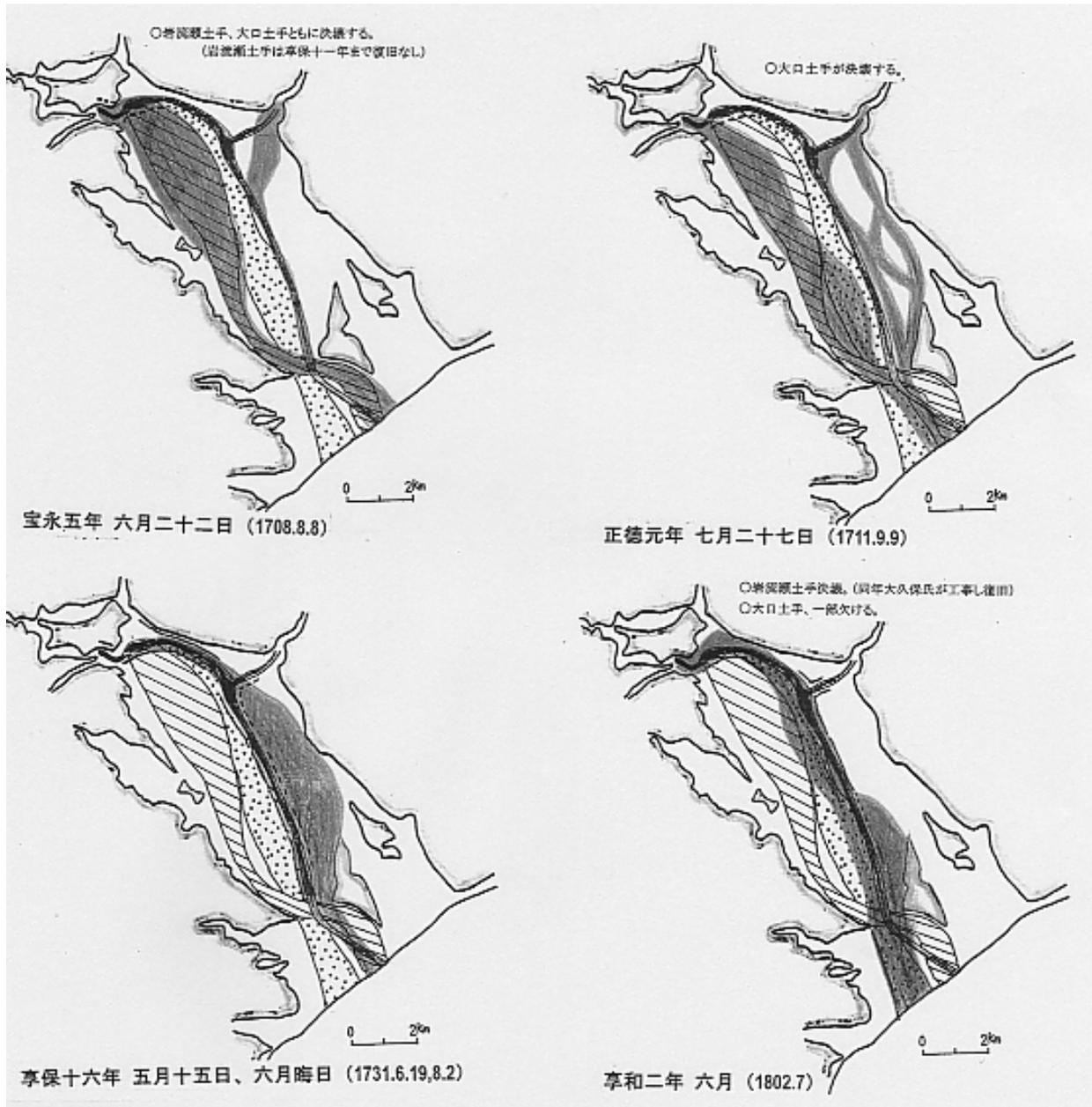
酒匂川下流域の足柄平野では、噴火翌年の宝永5（1708）年6月22日（8月8日）に大規模な土砂洪水氾濫が発生した（第4章第3節2を参照）。酒匂川の上・中流域全体に降下火砕物が厚く堆積し、降雨の度に谷壁斜面や支流から多量の土砂が酒匂川に流入し、それまでに各地で河道閉塞や河床上昇が進行していたため、このような大きな災害を引き起こしたものと考えられる。突発的な豪雨に起因する土石流や、過度な土砂供給によって、河床は更に上昇し続けた。これ以降、下流の足柄平野では噴火後100年近くにわたって、土砂洪水氾濫が繰り返し発生することになる。

酒匂川における一連の土砂洪水氾濫の被害状況については、既に地域史研究の一環として、その成果が明らかにされている（本多、1972；酒井、1975；瀬戸、1982；開成町、1965；南足柄市郷土資料館、1993など）。

酒匂川の治水に関しては、足柄平野を洪水氾濫の危険から守るため、小田原藩が江戸時代の初期から谷地形を利用して春日森堤、岩流瀬堤、大口堤を構築してきた。平野への出口の狭窄部に位置する岩流瀬堤は、突き出し堤となっており、洪水の際の流路を誘導して直接大口堤にぶつかることを防ぎ、本流の中心を大口堤の対岸側（北側）に導流する機能を持つ堤防であった。一方、大口堤はこの地域で最も重要な堤防で、足柄平野の東側に酒匂川の流水を誘導していた。この堤防が決壊すると、酒匂川右岸の穀倉地帯は泥の海と化してしまう。これらの堤防が相互に機能的に働くことで、足柄平野を土砂洪水氾濫から守っていた。

宝永噴火（1707年）直後から享和2（1802）年6月までの土砂洪水氾濫事例を整理し、被害範囲の変遷をもとに4期に分けて図示したのが図5-2である。なお、氾濫範囲の地名の推定にあたっては、1886～1889（明治19～22）年測図の2万分の1の旧版地形図（正式図）を使用した。旧版地形図から集落名を読み取り、等高線や酒匂川の流況（網状流路となっている）を判断して、4時期の洪水流下範囲図を作成した（富士砂防事務所、2003）。

それらの結果から判断すると、大口堤や下流の堤防工事の進捗状況や破堤場所にもよるが、洪水・氾濫流は一般的な傾向と同じく、古代や中世における酒匂川の旧流路を流下したと推定される。



- 氾濫範囲
- ▨ 古代の流路
- ▧ 近世・中世の流路
- 現在の流路

図5-2 足柄平野における宝永噴火後の洪水範囲

出典：(富士砂防事務所、2003)を一部修正して転載

(1) 第1期 (1708～1711年)

噴火翌年の宝永5 (1708) 年6月22日 (8月8日) の台風襲来によって、大口堤・岩流瀬堤ともに決壊したため、大洪水・土砂氾濫が発生した。このため、足柄平野の酒匂川下流右岸 (西側) 地域が主な被災範囲になった。このときの洪水・氾濫は大口堤が築かれる以前、江戸期より前の流路を流れ下ったと推定される。また、このとき決壊した大口堤は、その後まもなく修復されたが、大口堤を守るべき岩流瀬堤の修復は、享保11 (1726) 年まで実施されなかった。

(2) 第2期 (1711～1731年)

噴火より9年後の正徳元 (1711) 年には、いまだ岩流瀬堤が修復されておらず、大口堤は激流の直撃を受けて再び決壊し、今度は酒匂川左岸 (東側) の村々に大被害をもたらした。決壊箇所より下流の酒匂川流路が、それまでの大量の土砂流出により河床が上昇したままになっていた影響もあったと判断される。大口堤による流路の固定がなくなった酒匂川は、足柄平野中央部で、出水ごとに流路を次々と変えながら流下し、「新大川」と呼ばれた (瀬戸、1982)。足柄平野の扇頂部から酒匂川右岸中流域に位置する岡野村 (神奈川県開成町)・班目村・千津島村・壙下村・竹松村・和田河原村 (いずれも神奈川県南足柄市) は、洪水氾濫の常襲地帯であり、噴火後、「大口水下水損六か村」と呼ばれることになる (第5章第3節2を参照)。新川の河床になってしまった水損6か村の住民は、平野に近接する高台に避難しながら、幕府に大口堤修復の嘆願書を出した。しかし、大口堤を閉め切る復旧工事は、すぐには実施に移されなかった。また、水損6か村以外の村でも土砂洪水氾濫の被害を受けることになり、周辺微高地への避難を余儀なくされた。

この間、被害の少なかった酒匂川の左岸の村々は、酒匂川が旧本流の西側を流れるようになったため、用水路に水が確保できなくなった。このため、水損6か村など右岸集落の東端を流れていた用水路を拡幅変更して、左岸村々の堰 (用水路) へ通水した。しかし、避難していた右岸の人々が徐々に帰村し出し、田畑の復旧が進行してくると、再び左岸への通水が不足するようになった。こうして、用水の確保をめぐる、酒匂川右岸と左岸の村々の対立が激化することになった。このような状況は、大口堤が岩流瀬堤とともに完全に修復される享保11 (1727) 年まで続いた。

(3) 第3期 (1731～1802年)

土砂洪水氾濫防止の要である大口堤・岩流瀬堤は、幕府の支配勘定格田中休愚、及び代官の蓑笠之助正高により、次第に堅固に再構築された。

しかし、享保16 (1731) 年5月には、支流・川音川と酒匂川との合流点左岸の堤防 (三角土手) が決壊し、洪水流は足柄平野の東側を流れるようになった。このため、新たに左岸流域の村々が洪水・土砂氾濫の被害を受けることになった。

(4) 第4期 (1802年～)

享和2 (1802) 年の出水では岩流瀬堤こそ決壊したが、大口周辺では大きな決壊はなかった。しかし、下流域の数か所で決壊したため、足柄平野の南部においては、古代 (平安時代) の酒匂川流路と推定される箇所を洪水流が流下することになった。

(5) 金井島村における土砂氾濫と復興

宝永5 (1708) 年6月22日8月8日の出水による金井島の土砂堆積厚は6 mに及んだ。しかし、金井島村などの足柄平野北部の村々に対し、江戸幕府は「降砂は空地へ捨てよ、空地のない場合には田畑の隅や屋敷の隅に片付けよ、来年の春までに片付けて耕作に間に合わせよ」と、川には捨てないで耕地を復旧するように命じた。もちろん、村内に降下火砕物や氾濫堆積土砂を片付ける未開発地や空地はなく、作業は遅々として進まなかった。このため、「丸砂の上に水垢をためて」という作業を行ったという。大雨のたびに流れ出る泥水を降砂の上に流し込んで目詰まりを起こさせ、畦で囲んだ区画の中に泥水を引き込み、泥が沈殿すると上澄みの水を排出する。次の泥水を引き込んで作業を繰り返すことによって、耕作土 (泥) の厚みを増加させるといった気の遠くなるような作業であった (瀬戸、1982)。

図5-3は、大口堤のすぐ下流に位置した金井島村 (神奈川県開成町) における年貢上納高の推移を示したものである。宝永噴火前に340石の年貢米を納めていた金井島村は、噴火後全く農業生産を続けることができなくなり、10年間はほとんど年貢を納めることができなかった。35年を経過した延享2 (1745) 年でも、田方の年貢米上納高は、噴火前の3分の1程度しか回復しておらず、噴火後の土砂災害の影響が長期化し始めていた。納永 (年貢金) とは、畑作などによって得られた作物を換金して納めた租税である。噴火から30年後には、納永が噴火前の金額に達しているが、単純に畑作が噴火前の状態に戻ったと解釈することはできない。水田の復旧が進まず、畑成田 (検地帳に登録されている田を畑として再開発) による収穫しか期待できなかった状況を物語っており、その点を加味して理解する必要がある。

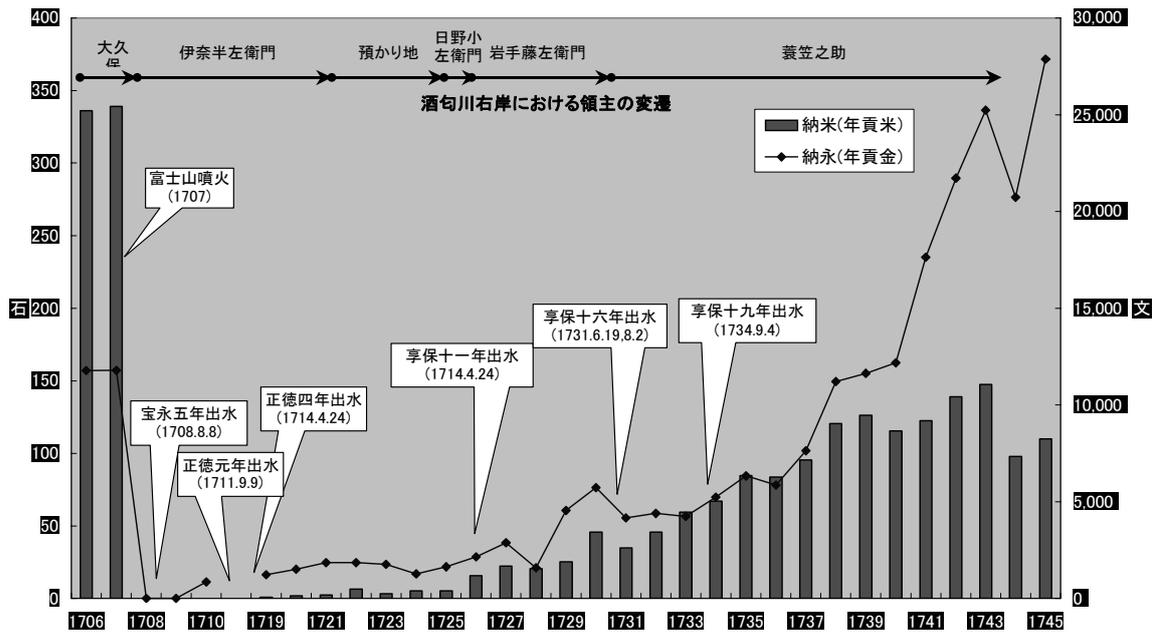


図5-3 金井島村の年貢上納高の推移

出典：(角谷ほか、2002)より転載

ところで、元禄16（1703）年の関東地震の前までの皆瀬川村は、本村のほか6つ枝村（深沢・市間・湯ヶ沢・高杉・人遠・八丁）に分かれており、家数は合計58軒、人口は540人、村の石高は116.9石と比較的豊かな村であった。当時、年々川成永荒は、そのうちわずか0.2石しかなかった（『山北町史』史料編近世No.3）。ところが、宝永4（1707）年12月6日の砂降り被害の書上げ（同前No.4・194）によれば、家数80軒のうち降下火砕物によって潰れた家数が12軒（小百姓7軒・無田5軒）と記載されている。宝永5（1708）年6月22日の洪水後、翌（1709）年7月11日には、同じく皆瀬川村の飢人は390人おり、扶持米が合計39石余（1人につき米1合を10日間）支給されている（同前No.241）。

また、宝永以前山北村絵図を見ると、山北村の中心部を流れる皆瀬川付近の地形状況がよくわかる。特に噴火前の皆瀬川は、現在の山北町の中心部を流れていた。しかし、宝永噴火及び宝永5年6月22日の土砂災害後、皆瀬川の流路が問題化する。

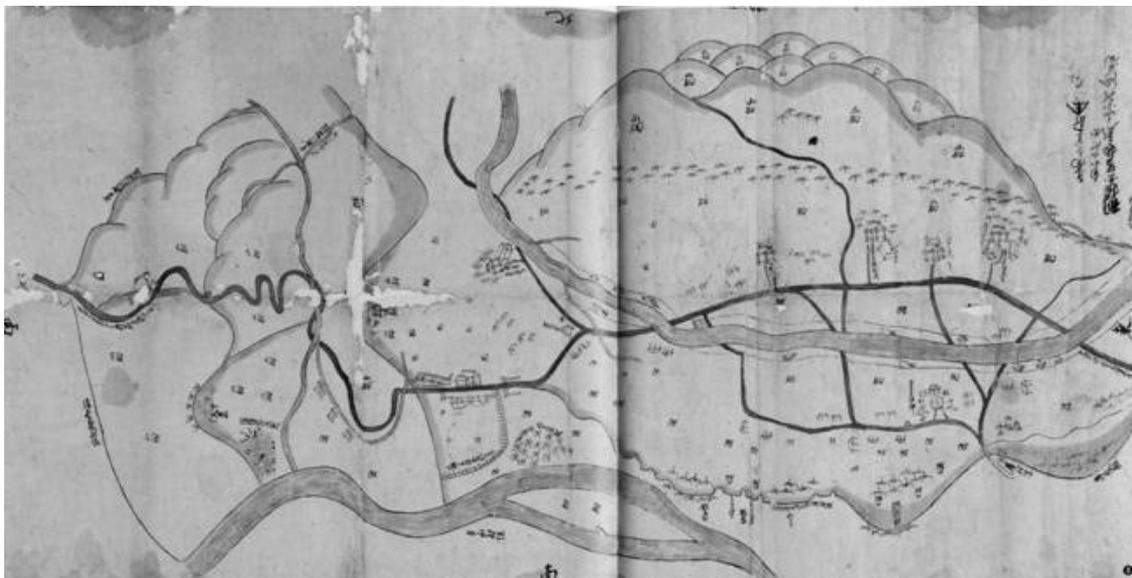


図5-5 相模国足柄上郡山北村絵図（宝永以前）（神奈川県山北町鈴木友徳氏所蔵）

山北村域では皆瀬川だけでなく、北から酒匂川に合流する滝沢川や尺里川からも土砂流出が続いていた。これらの土砂流出によって、山北村内に大量の土砂が流入し、田畑・屋敷の水没が進み、天然ダム状態となり生活ができなくなった。例えば、山北村名主の記録である『二階堂家伝来旧記書』（般若院文書／山北村岸）には、次のようにその様子が記されている（山北町地方史研究会、1960）。

「西風にて川村山北通り降り、道によりては両脇にこぼれ砂少々場所もこれあり、当村中を相流れ通り候、皆瀬川水源の儀は、四里奥より流れ出で、両側に小沢数多く御座候て、両側は高山にて大雨の節は砂押し流れ出で、川敷おびただしく高く相成り、高さ一丈二尺位（約3.6m）堤切れ込み、村中湖水の如く相成り申し候、……」

なお、同記録によると、元禄16（1703）年11月23日（12月31日）の元禄地震によって皆瀬川源流部で多くの崩壊地が発生し、翌宝永元（1704）年・同2（1705）年に山北町域に水害を引き起こしている。さらに、2年後の宝永4（1707）年の富士山噴火による降下火砕物が元禄地震の崩壊土砂と一緒に、半年後の宝永5（1708）年6月の大雨で土石流が発生し、大量の土砂が山北村へ押し出したことがわかる。

この復旧工事として、まず、川浚い^{ふしん}普請による皆瀬川の復元から始めようとしたが、山北村名主の弥五右衛門は、「上流に大量の降砂が残っている限り、川浚いでは抜本的な水害対策にならない」として、皆瀬川を荻原より真っ直ぐ酒匂川^{すげやぐ}へ付け替えることを幕府に願い出た。

この工事は幕府に認められ、津藩（藩主藤堂高敏）の助役（お手伝い普請）により、宝永6（1709）年11月9日から皆瀬川の堀割（瀬替）工事が開始された（『山北町史』史料編近世243）。この工事は、ほぼ1週間の短期間で11月16日に完成した。堀割の長さは160間^{けん}（約288m）、川底の幅5間（約9m）、深さ5～8間2尺（約9～15m）であった。この工事によって、皆瀬川は、山北村の手前、岩流瀬・大口両堤より上流で直接酒匂川に流入することとなった。さらに、半年後の宝永7（1710）年8月に全工事が完成し、旧皆瀬川の河川敷は川村山北の住民に配分された（同前No.248）。

しかし、山北村中心部の集落では瀬替工事によって、逆に生活用水を皆瀬川から得られなくなってしまった。このため、水不足に陥った川村山北から川村向原（ともに神奈川県山北町）の住民は、用水堰を作る必要に迫られた。山北村などの名主は被災民と共同して、酒匂川本川上流の瀬戸に用水堰「川入堰」を作り、酒匂川の左岸に水路を掘る難工事を実施した（酒井、1975；瀬戸、1982）。この水路の一部は現在でも酒匂川の左岸に認められる。後に、この堰の完成を記念して、元文2（1737）年に記念碑が建立されている（東名高速道路の高架下に現存）。

天保7（1836）年10月の「相模国足柄上郡山北村絵図」（図5-6）を見ると、上記の瀬替えや土地利用の変遷がよく理解できる。

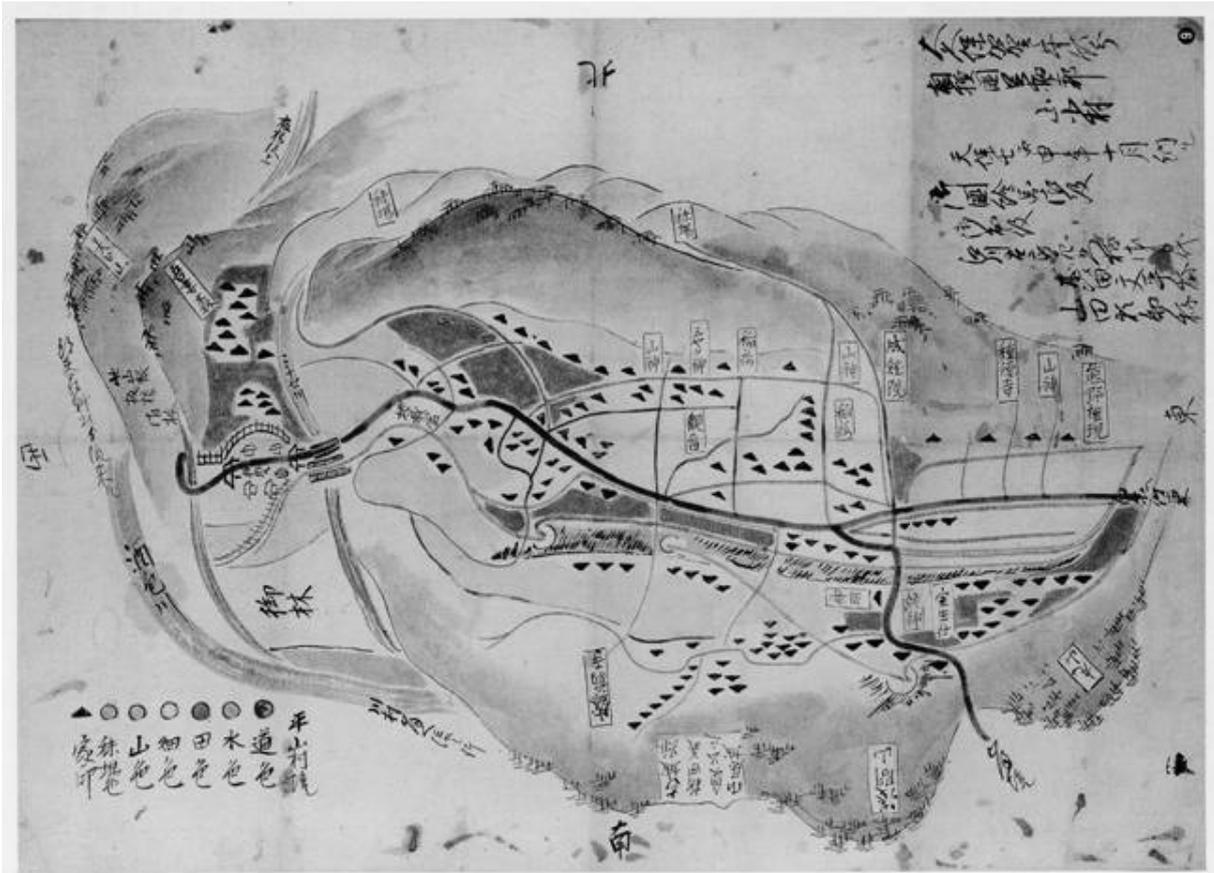


图5-6 天保7（1836）年相模国足柄上郡山北村絵図（神奈川県山北町鈴木友徳氏所蔵）

6 酒匂川流域以東における土砂災害

既存の研究では、酒匂川以東における土砂災害について詳細に研究されてこなかったが、近年いくつかの成果が出てきており、土砂災害の事例が明らかになりつつある。例えば、噴火口から60km以上離れた神奈川県の南部あるいは東部地域においても、噴火直後より「川浚い普請（工事）願い」の出されていた点が判明してきている（角谷ほか、2002）。これらの訴えによれば、細粒の降下火砕物が用排水路などに徐々に流入し、水田耕作などに支障をきたしたという。

以下、被災状況が明らかにされた地点ごとに、1）降砂量、2）土砂災害等の被災状況をまとめてみる。

(1) 二宮町 塩海川（葛川）流域

1) 降砂量

中里村（神奈川県二宮町）にて、1尺3～4寸（約40cm）。出典は、宝永4年12月「恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候御事」（『二宮町史』資料編1〈原始 古代 中世 近世〉No.35）。

2) 土砂災害等の被災状況

①宝永5（1708）年4月：噴火翌年の梅雨時期の土砂災害（地点番号⑫）

塩海川（幅4間、深さ6尺）は、井之口村（神奈川県中井町）から塩海橋までの間、井之口川、塩海川、宇田川と名前を変えながら流れる長さ2里（約7.8km）の川である。この川が山谷から流入した砂によって5尺（約1.5m）ほど埋まり、河床が高くなり、その砂の一部が田地にも流入するようになった。当時、この塩海川には上流から下流まで33か所の堰があり、80町歩ほどの水田を潤していた。降雨のたびに山地斜面の砂が川に押し流され、用水堀を埋め、その一部は田地へも流入した。そのため、宝永5（1708）年5月に流域の井之口・五分一・一色・中里・二宮の5か村が川浚いを願ひ出ている（『二宮町史』資料編1〈原始 古代 中世 近世〉No.42）。

②享保3（1718）年9月：噴火より11年後の大雨による災害（地点番号⑬）

降下火砕物が塩海川、打越川、不動川、長谷川へ流れ込み、その結果、中里村全体の57%（村高702石のうち397石余）の水田で水腐れ被害が発生した（同前No.229）。



図5-7 塩海川流域の被害村々

出典：(富士砂防事務所、2003)より転載

(2) 平塚市 ^{かなめ}金目川流域

1) 降砂量

北金目村(神奈川県平塚市)にて、7～8寸(約21～24cm)。出典は、宝永5年閏正月「砂降り後北金目村柄書上覚」(『平塚市史』3No.63)。

2) 土砂災害等の被災状況(地点番号⑩)

金目川は秦野市春嶽山を源流とし、秦野市曾屋にて水無川と合流する。河口付近については特に^{はなみず}花水川と称する。本流は「暴れ川」の異名を持ち、近世初期から明治初年までの主な洪水被害と普請実施状況によると、10年に1度の割合で堤防が決壊している。

まず、噴火より1か月後の宝永5(1708)年正月、酒匂川、金目川、鈴川、玉川、小鮎沢、飯山川などの下流域はいずれも東海道の交差していたため、幕府の命令により諸大名による御手伝い普請が実施された(第4章第3節2を参照)。金目川の砂浚いは、岡山藩・小倉藩・熊本新田(高瀬)藩・鳥取新田藩などによって行われた(『平塚市史』4No.46)。

しかし、流入した大量の降下火砕物が、一回限りの工事ですべて取り除けるわけではなく、特に流域の田畑は「永荒引」のままであった。更に降雨によって引き続き降下火砕物が諸河川に流入し、河床に堆積した。このため、一度砂浚いを行った場所でも再度浚う「後浚い」の必要性が生じた。

この後浚いのため、宝永6（1709）年7月21日に再び幕府によってお手伝い普請が命じられた。このときは、金目川下流の花水川、大根川、玉川の各川筋の砂浚いと花水川の瀬替え工事であった。さらに、宝永7（1710）年2月26日には、再度3大名にお手伝い普請が命じられている。このように、3年連続してお手伝い普請が命じられていることから、砂浚い工事はそう簡単に終わらなかったことが判明する。

金目川（含む花水川）、鈴川、玉川の瀬替え工事は、享保7（1722）年ようやく完成する（『平塚市史』4 No.48）。なお、金目川の下流である花水川での普請については、『大磯町史』に関連史料が収録されている（『大磯町史』1〈資料編 古代 中世 近世(1)No.115～121〉）。



図5-8 金目川流域の被害村々

出典：（富士砂防事務所,2003）より転載

(3) 秦野市 ^{おおね}大根川・善波川流域

1) 降砂量

曾屋村（神奈川県秦野市）1尺4～5寸（約42～45cm）。出典は、「横野区有文書」（秦野市、1988）。

2) 土砂災害等の被災状況（地点番号⑭）

大根川は、大住郡南矢名・北矢名両村（ともに神奈川県秦野市）内を流れ、^{さなだ}真田村（神奈川県平塚市）に入り、下流で善波川と合流した後、鈴川へと合流する。

元禄地震（1703年）によって、既に大根川の土手が崩れており、その後の富士山噴火の降下火砕物が河床に堆積したために、一層氾濫しやすくなっていた。^{おちほた}落幡村（秦野市）の水田では、排水できないまま「水腐れ」となり、「水湛田」となった。宝永4（1707）年の砂降り後には、多量の土砂流入により49町（約49ha）分が「水腐れ」と書き上げられている。

特に、真田村と落幡村の村界を流れる大根川は川幅が狭いため、出水のたびごとに堤が押し切れ、川沿いに「損地」が生じていた。元禄地震で大根川沿いの堤が決壊し、宝永3（1706）年に川瀬直しの御普請が実施されていた。ところが、富士山の噴火のために大根川にも降砂が流れ込み、河床が押し上げられた。

こうした状況は、正徳元（1711）年の御普請によっていったん回復するが、その後も氾濫と普請の繰り返しであった。元文5（1740）年の普請で復旧なったと思っただもつかの間、翌寛保元（1741）年10月には、また川普請の願書が出されている。このときの願書によると、川上の砂が流下し、深さ4尺（約120cm）余り埋まって、水引きが悪くなったという。工事見積もりも出されているので、わずか1年の間に、村の力だけでは対処できないほどの土砂堆積があったと推察できる。

一方、宝永5（1708）年4月、丸島村内の鈴川と大根川で砂浚いが実施され、翌宝永6（1709）年7月にも砂浚いが行われた。しかし、大根川と鈴川との合流点付近は、その後も度々湛水場となり、水腐永荒の被害が続くことになる（秦野市、1988）。

(4) 平塚市 鈴川流域

1) 降砂量

西富岡村（神奈川県伊勢原市）1尺2寸（約36cm）。出典は、宝永5（1708）年閏正月「西富岡村等富士山噴火砂降検分書上帳」（『伊勢原市史』資料編近世1 No.228）。

2) 土砂災害等の被災状況（地点番号⑮）

鈴川からは、矢崎・^{いりやませ}入山瀬・^{おおく}大句・^{さいかち}西海地・^{きどころ}城所の5か村が共同の用水（城所用水）を引いていた。宝永5（1708）年3月、城所村隣村の小鍋島村（もともと雨水を利用していた）では、水田耕作のために水が必要であったが、砂降りによって囲い水もできなくなっていた。そのため、渇水に苦しみ、鈴川の水を引水利用できるよう奉行所に願い出ている（『平塚市史』4 No.64）。

(5) 秦野市 ^{しょうぶ} 菖蒲川 (四十八瀬川) 流域

1) 降砂量

菖蒲村・八沢村・柳川村・三廻部村 (いずれも神奈川県秦野市) 1尺3~4寸 (約39~42 cm)。出典は、宝永7 (1710) 年3月「菖蒲川工事につき三廻部村他四か村普請願」 (『秦野市史』2No.143)。

2) 土砂災害等の被災状況 (地点番号⑩)

三廻部・菖蒲・堀斎藤・堀沼城・千村の5か村は、下流で酒匂川支流川音川に合流する菖蒲川の治水工事を、幕府代官伊奈半左衛門忠順へ願い出た。丹沢山地を埋めた降下火砕物が、雨とともに次第に流下し、まとまって菖蒲川に入ったため川底が上がり、小雨でもたちまち溢れ出す状態であった。願書では、「水が方々へ流れ出し、川筋が定まらない」と述べている。5か村は、「川筋を決めて掘り分け」ることを願い出た。普請願書に書き上げられた予定によれば、普請後5年間で砂埋り地を再開発し、年貢を上納できるようにすると計画されている。

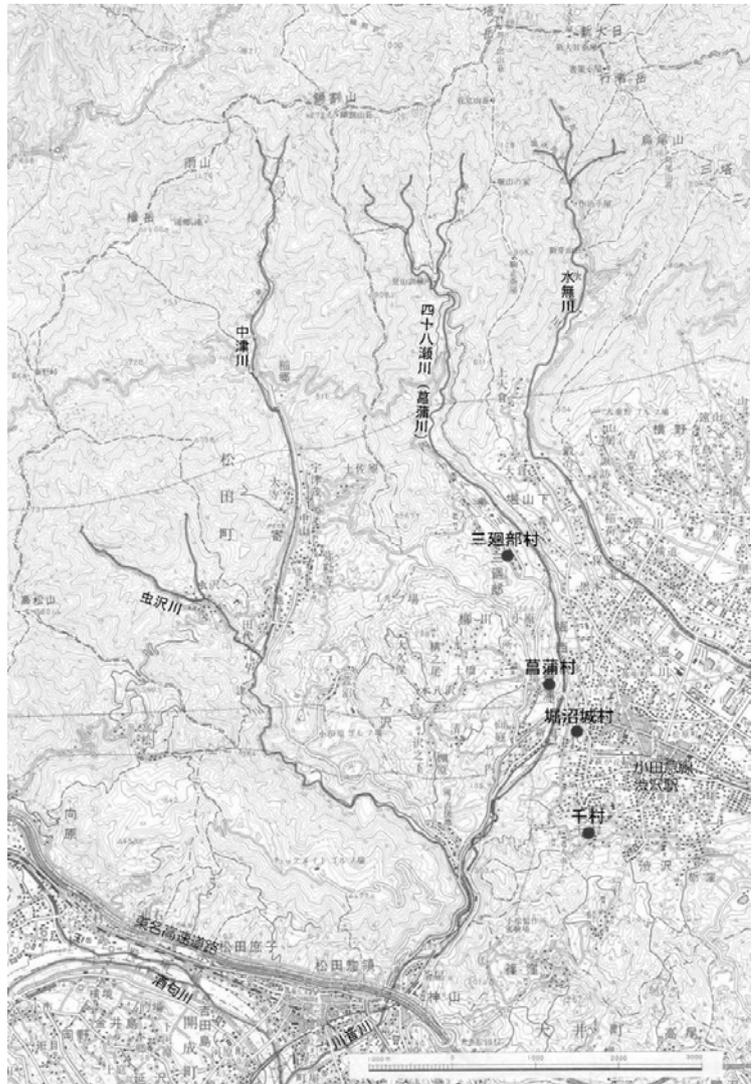


図5-9 菖蒲川流域の被害村々

出典：(富士砂防事務所、2003)より転載

(6) 藤沢市域

2) 土砂災害等の被災状況 (地点番号⑳)

江ノ島の下之坊知行所村々の名主・年寄から出された被害訴えによれば、降下火砕物のために沿岸の海底が浅くなり、生活の糧であった漁業がすっかりできなくなったという。特に、江ノ島は沖合漁業よりもエビ・アワビ・サザエ・海苔・ワカメなどの海草を取る磯漁を主としていたので、その被害は甚大であった（『藤沢市史』2No.6）。

(7) 町田市 野津田村

2) 土砂災害等の被災状況 (地点番号㉑)

野津田村（神奈川県藤沢市）は、鶴見川の上流部に位置する。長さ70間（約126m）^{けん}・幅28間（約50.4m）の福王寺溜井（現在の薬師池）が、村内の水田7町歩余の用水源となっていた。

富士山の噴火後の降雨により、多量の降下火砕物が河川に流れ込み、河床上昇を引き起こし、更にはそれらの土砂が溜池にも流れ込み、溜池の水量を低下させた。そのため、宝永5（1708）年7月、野津田村と大塚村（藤沢市）の名主が連名で、領主である旗本多賀主税^{ちから}に対して、溜池の浚い人足に扶持米を支給して欲しいと訴え出た。しかし、この訴えは取り上げられず却下された。それでも住民たちは江戸まで出向き嘆願し続け、同年12月、再び堰の普請に関する願書を、多賀の上司に当たる御留守居久貝正方^{おるすい まさかた}に提出した。

ようやく、宝永6（1709）年2月に、福王寺溜井の浚い普請が野津田村・大塚村と更に周辺3か村からの人足によって実施に移された。残念ながら、この普請の規模については見積り書が残っていないので明らかではない（町田市史編纂委員会、1974）。

コラム 元禄地震の被害状況

元禄16（1703）年11月23日（12月31日）、関東を中心として大地震（マグニチュード8.2）が発生した。死者・不明者の合計は6,700人、被災戸数は2万8,000戸に達した（宇佐美、1996）。

直後の11月28日に作成された皆瀬川村（神奈川県山北町）の「地震潰れ家帳」（『山北町史』史料編近世No.181）から、被災状況の概要を見てみよう。

皆瀬川の住人は本村と6枝村に分散し、合計58軒（名主1軒・組頭4軒・小百姓31軒・無田22軒）であったが、そのうち「家屋敷共これ無し」が7軒、そのほか50軒（合計で1軒数が合わない）が「家潰れ」となっている。皆瀬川村のほとんどすべての家が全半壊していることがわかる。「家屋敷共これ無し」とは、地すべりや崩壊・土石流によって、敷地ごと流失してしまったのであろう。

皆瀬川村では、地震による死亡者は書き上げられていない。例えば、矢倉沢村（神奈川県南足柄市）でも89軒が倒壊したが、人馬の被害はなかったというから（『南足柄市史』3No.67・68）、死亡者はなかった可能性がある。しかし、小田原藩領内だけで2,263人（うち小田原城下町651人・武家137人・相模国領分631人・伊豆国領分772人・駿河国領分36人・寺社36人、ほか旅人41人）の死者があったのであるから（『小田原市史』史料編近世ⅡNo.253）、必ずしも皆無ということとはあり得ないであろう。

元禄地震から4年後、宝永4（1707）年11月4日に、皆瀬川村で他領・自領へ出ている奉公人の名前・年齢・奉公先が書き上げられている（『山北町史』史料編近世No.192）。奉公に出ている合計人数は43人。奉公先は、江戸奉公が2人、他領奉公が1人、小田原藩家中へ水汲奉公に出ている者が1人、小田原で借屋住まいの者が7人、小田原城下町で奉公する者5人、藩領の村方で奉公する者は27人であった。富士山噴火直前のこの時期に、58軒で43人が皆瀬川村を離れ、奉公に出ていることになる。地震後、被災民はまだ掘っ立て小屋しか建てられなかったであろう。このような状況で、宝永噴火を迎えることになる。

第2節 政権交代と享保政治

(1) 吉宗の登場

享保元（1716）年4月、幼将軍家継が死去し、8代将軍吉宗が登場した。吉宗は、直ちに6代家宣以来権力の中枢にいた間部詮房まなべあきふさや新井白石を遠ざけ、譜代重視の姿勢を打ち出し、質素儉約、尚武を旨とする自らの政策を強力に推進した。ただし、上米や新田開発の奨励等の財政再建策たしだか、足高制や目安箱の設置など、いわゆる享保改革の諸政策が打ち出されてくるのは、享保6～7（1721～22）年以降のことである。吉宗の時代の幕政は、噴火被災地の復興とどのような関連があるだろうか。

吉宗が登場する少し前、享保元年3月、幕府は相模・駿河両国のうち、2万7,948石余を小田原藩に還付し、美濃・三河・伊豆国内の替地を収公した。被災地のおよそ半分が復旧したとみなされたのである。しかし、開発が不十分な駿河国駿東郡内39か村と相模国足柄上・下郡の村々は幕領のまま据え置かれ、伊奈半左衛門忠達ただみちの支配が続いた。前年の正徳5（1715）年、伊奈の家臣が被災地を巡見して、村々の開発状況を調査しており、その結果を見ての判断であろう。

駿東郡の深砂の村の再開発は、この後本格化した。それが可能になったのは、開発に要した人足ふち扶持米が1人1日につき男5合、女3合ずつ支給されるようになったからである（『小山町史』2No.479・481、第5章第3節1で詳述）。この施策は享保元（1716）年に実施されたが、吉宗の政策というより、前年の伊奈代官による開発状況の調査結果と、村方の熱心な訴願への対応と見てよいだろう。ただし、この扶持米は従来のように一時的なものでなく、年貢米の内から「置米」として村々に預託され、翌年以降も継続して給与されている。いつまで支給されていたかは不明だが、村人の懇願に応じた一時しのぎの御救いというよりは、再開発に対する反対給付としての意味を持っており、新政権のもとでの伊奈忠達の施策として注目される。

(2) 大御神村の再開発

扶持米を得て、無開発高99%の大御神村おおみか（静岡県小山町）では、8人（後12人）の百姓が用水堰の砂を払い、田畑の開発に着手している。共同で開発するに先立ち、開発された田畑は人足高に応じて分配することや、今後仲間に加わる者には応分の人足を負担してもらうことなどを取り決めている（『小山町史』2No.485）。

また、砂除けが独力でできない以上、だれの土地であっても開発可能な地を見立て、砂を水で流せるところも、担いで除去できるところも、村中寄り合って開発することにしようとして申し合わせている。

この後、共同開発は進んだが、その過程で矛盾も生じている。他村に引っ越していた人が享保11（1726）年になって大御神村に帰村したいと申し出たが、村としては幕府の扶持米で開発した田畑を渡すわけにはいかない、砂場（未開発地）のうち割り付け次第受け取り、砂除けは自分でするようにと申し渡している。元来は自分の土地であっても開発に加わっていないければ、権利を主張できなくなっていた。

(3) 定免法の採用と被災地復興

各村とも開発が進むにつれ、年貢を納めるようになったが、享保9（1724）年からは定免法じょうめんが採用された。定免法は過去数年間の収穫高をもとに免率を定め、3年あるいは5年と一定期間作柄の豊凶に関係なく年貢を徴する方式である。これに対し、役人が実際にその年の作柄を調べて年貢を賦課する徴租法けみを検見法という。定免法は加賀藩などでは早くから行っており、検見役人の不正を防ぎ、領主財政を安定させるメリットがあった。吉宗は、幕府直轄領でこの定免法を採用し、幕府財政を立て直そうとしたのである。

この享保期の幕府の定免法採用を、年貢増徴のための政策とする見方もあるが、生産力の上昇が直ちに増徴に結びつかず、生産者に余剰をもたらす場合もあった。再開発が進みつつあった噴火被災地の村々にとっては、低い免率で固定した定免の継続こそが望ましく、年季切り替えの都度、従来どおりの定免継続願いを代官所に差し出すことが例となっていた。

元文5（1740）年の年季切り替えの際も、駿東郡（御厨領）の村々から中村原（神奈川県小田原市）の伊奈役所に願書が提出された。これに対し、伊奈役所は従来どおりの定免を認めた。ただし、再開発田畑分を加えて年貢を賦課し、また幕領にかかる、いわゆる高掛り三役（御伝馬宿入用米・六尺給米・御蔵米入用）を今年から再び賦課することを村方に告げ、村はこれを了承していた。ところが、幕府当局（勘定所）は代官所の伺いに対して、次のように通告してきた（小山町大御神 天野憲一氏所蔵）。

「砂埋もれの儀も年久しき儀に候て、年増しに地面も宜しくなり候筈のところ、十一年以前いぬ戊年（享保15年）より同様の御取箇おんとりかにて、この上共に定免御伺いなされ候儀、如何に候、この上増免これあり候わば格別、さもこれなく候わば当年より検見取りに仰せ付けらるべき旨、……」

すなわち、低い免率で推移していることを咎め、増免しなければ検見取りにするというのである。知らされた村方は、検見は手間がかかり、また諸帳面を作成し、更に江戸に出府することになれば見えない費用が多くかかるので、たとえ年貢は「出来方相応」であってもかえって迷惑であるとし、米のみ増免を受け入れ10年季とし、畑永は従来どおりの定免をと願っている。しかし、この要求は認められなかったらしく、この年の年貢は米金とも増額され、5年季とされている。

(4) 伊奈代官支配の終焉

寛保3（1743）年7月、駿東郡（御厨領）47か村は36年間続いた伊奈氏の支配を離れ、駿府代官の支配下に入った。支配替えの理由はわからないが、元文～延享期（1736～48年）、幕府は老中松平乗邑のりさとが中心となり、年貢増徴政策を進めており、徴租法も実際の収穫高により年貢を決定する方式（有毛検見取ありげ）に改められようとしていた。前述のように、低い免率のまま定免を継続していた伊奈氏の支配は手緩いとされ、更迭された可能性がないとはいえない。

延享2（1745）年、幕府の巡見役人に対して、定免の継続を願い出るためにしたためた文書（『大地震并砂大變之覺』池谷三郎氏所蔵）に、

「御代官伊奈半左衛門様三拾六年の間御憐憫にて、御物成御定免に仰せ付けらるる故、大借利送り等もつかまつ 仕り、困窮も少々ずつ休み候、」

とある。下って、1878（明治11）年駿東郡吉久保村（静岡県小山町）の水神社に伊奈忠順を祀る小祠が建てられたが、その際に記述された『報恩記誌』にも、「偏ひとえに御代官伊奈半左衛門の御仁恤じんじゆつにて、三十六ヶ年みぞうの間御支配中御定免に仰せ付けられ」「未曾有の御厚恩」とある。伊奈氏の支配中に定免が実施されたことが、被災地の村々に対する施策として長く伝えられ、後には伊奈忠順を神に祀ることに結びついたのである。

もとより、定免の施行は享保の時代、伊奈家では忠達の代のことで、正徳2（1712）年に没した忠順は無関係である。また、定免法の採用は忠達が単独で行った施策ではなく、いわゆる享保改革政治の一環として全国の幕領で行われたものである。ただ、前述の元文5（1740）年の定免願いに対する代官所と勘定所との対応の違いから推察するに、伊奈代官の施政は緩やかで、噴火被災地の復興に力を添えるものだったに違いない。

忠達の代に実施されたことは、ほかにも備荒貯蓄のための置き米（囲い米）や、年貢の買い納めを認めたことなどがある。年貢買い納めというのは、江戸浅草御蔵の蔵出し米を購入して納める方法で、廻米費用がかからず、村方の負担は軽減した。一方、享保18（1733）年には大坂廻米を命じられているが、これは前年西国に蝗害による大飢饉こうがいが起こったためである（飢餓に苦しんだ村々が他地域の災害に救援の米を送るまでに回復した）。こうした施策も同じく伊奈氏の独創ではなく、中央の政策と関連しており、そしてまた、その退陣も年貢増徴策を推進する幕政の動向と深く関わっている。

本節では、専ら駿東郡の被災地の復興と幕府政治との関連について述べた。相模国の酒匂川西岸の被災地は、享保7（1722）年小田原藩の預かり地となったが、享保12（1727）年に再び幕府領となり、町奉行兼関東地方御用掛大岡忠相のもと、田中丘隅（休愚）や代官蓑笠之助正高が中心となり、治水事業が推進されていた（詳細は第4章第3節2・第5章第4節1で叙述する）。

第3節 砂防・治水政策の変容

1 駿東郡における再開発支援策

(1) 10年後の自力開発度

享保元（1716）年3月、復旧の見通しの立ったと見なされた村々が、幕府から小田原藩へ還し付けられた。相模国では足柄上・下郡を中心に47か村、駿河国駿東郡（御厨領）では47か村、合計高2万7,948石余とほか新田分3,833石余が、10年ぶりに小田原藩領に復帰した（『神奈川県史』資料編5 No.11）。このとき、駿東郡で小田原藩となった村々は、比較的降灰の少なかった所（原方・八ヶ郷・下郷）で、現在の静岡県御殿場市南部と裾野市域に相当する。おおよそ3尺（90cm）以上の降灰のあった北側（北筋・坂下・中筋・南筋）の41か村（菅沼村と下古城村は旧領主別にそれぞれ2村扱いのため実質は39か村）は、幕府領にとどまることになる。

御厨領では、酒匂川流域のように御手伝い普請が実施されるわけでもなく、わずかな飢人扶持と砂退け金が降灰当初支給されたのみで、何度代官に砂除け開発金の拝借を願い出ても叶わなかった。酒匂川まで出向き、川除け人足で生活費を稼ぎながらの再開発は、どの程度進展していたのであろうか。幕府領に残された村のうち、現在の小山町域にあたる14か村（菅沼村は1村に合算）について、噴火後10年を経た段階での復興状況が判明する（『小山町史』2 No.481）。噴火前の田畑の反別（面積）のうち、享保元年までに自力で開発した反別と、いまだ再開発のできていない反別、及び各村の降灰の深さを示したのが図5-11である。

14か村は、鮎沢川及び支流佐野川の左岸に位置し、一番富士山に近く5尺5寸（約165cm）降った大御神村では全く砂除けが進んでおらず、亡所同然であったことがわかる。北山を背後に控えた中日向・棚頭・用沢・上野・同新田・湯船・阿多野新田の各村でも自力で再開発が済んでいる割合は、全体の2～22%程度。

鮎沢川に近い柳島・中島・藤曲・生土・菅沼・吉久保の各村で、ようやく42～72%の再開発が見られた。どの村も家数・人数が半分程度に減少しており（『小山町史』2 No.477）、働き手が出稼ぎに出ている中、残された年寄・子どもらによる開発の状況がこの数値である。

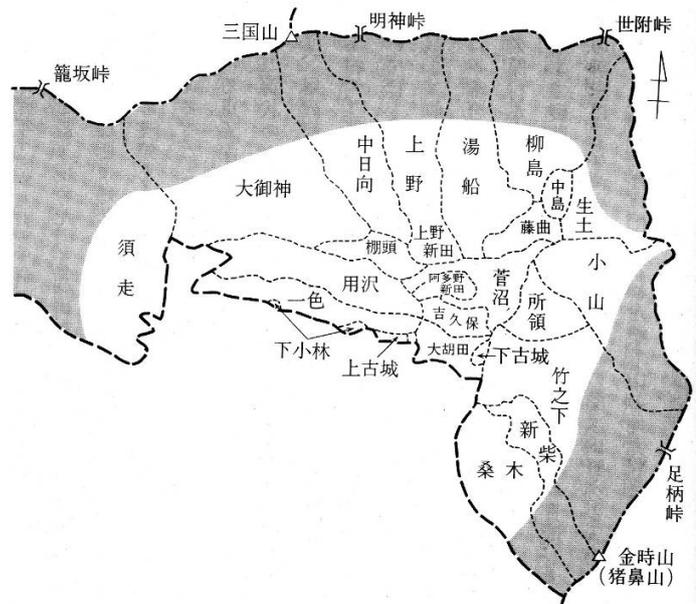


図5-10 小山町域の村々

出典：(小山町,1998)より転載

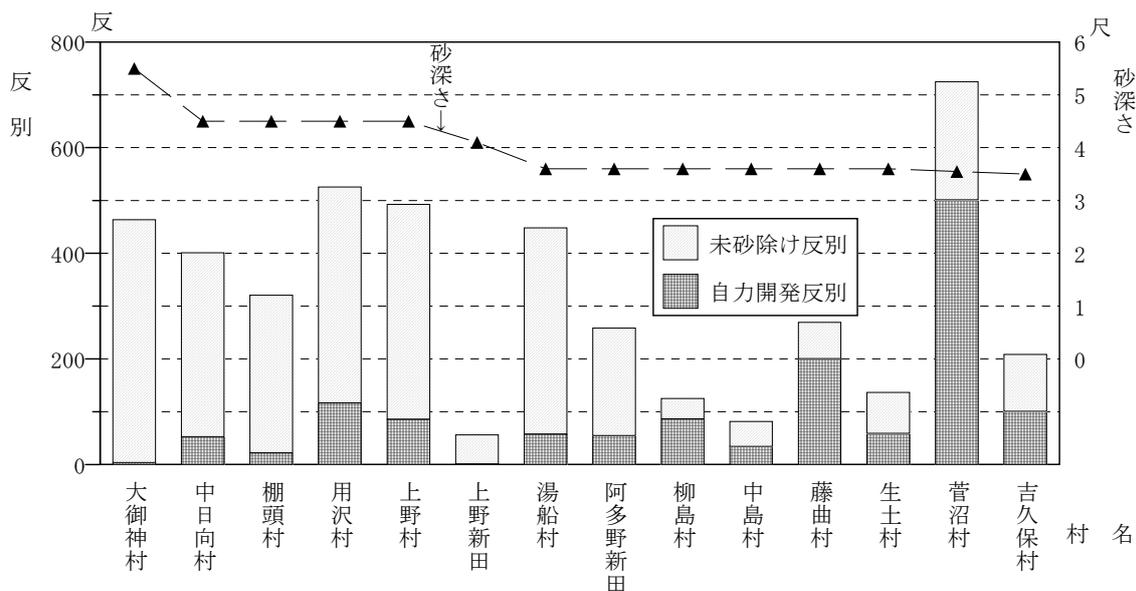


図5-11 御厨14か村の砂除け進捗状況 (享保元年)

(2) 砂除け堰と扶持米支給

前年の正徳5 (1715) 年秋、御厨地方を家臣に視察させていた代官伊奈忠達^{ただみち}は、享保元 (1716) 年の年末から御厨領の幕府領村に、砂除け人足扶持の支給を開始する (『小山町史』2 No.479)。

1年間のうちに復興が成った田畑から灰砂を除去するに要した人足数の2分の1と、砂除け堰 (砂払い堰) の開削に要した人足数とに応じて扶持米が支給された。出来高払いで、実際に投入された労働力分の支援である。例えば、享保元 (1716) 年12月、前出の御厨領14か村の場合、人足数計4万912人 (うち女1万7,230人) 分の扶持米170石 (430俵余) の給付を受けた。

なお、この駿州砂退け人足扶持米には、3つの大きな特徴があった。まず、①人足1人につき1日当たり男5合・女3合の割合で算出されたが、対象は15~60歳であった (同前No.482)。老人・子供が手伝っても扶持米支給の対象外であり、必然的に村外に働きに出ている者たちの帰郷を促す施策となっていた。また、②水呑百姓^{みずのみ}と呼ばれた自分の土地を持っていない者も対象となっていた。そして、③再開発された田畑には当然年貢が賦課されるのであるが、この扶持米はその年納めるべき年貢米から相殺の形で支給された。このため、納めなくてもよい=村に置いたままでよい米、という意味から、扶持米は「置き米」とも表現されている (同前No.484)。

ここで扶持米支給の対象とされた砂除け堰とは、田畑に用水を引くためのものではない。田畑より除去した灰砂を投げ入れ、水の力で自然と下流へ押し流すための堰である。そのため、新たに砂除け堰を掘った村もあれば、たくさんの灰砂を捨て入れることができるように旧来あった用水堰の幅・深さをそれぞれ2倍程度に掘り下げた村もあった。現在でも、小山町大御神^{ひとすぎ}や御殿場市仁杉に「砂流堀」と呼ばれる場所が残っており、このときの砂除け堰の名残だと考えられている。

ところで、こうした砂除け堰の開削が進めば、下流の酒匂川に灰砂は流下し、氾濫・土砂災害に帰結することは理解できたはずである。足柄上・下郡の幕府領をも管轄する代官伊奈が、それを知らなかったはずはない。

当時、酒匂川は、正徳元（1711）年の氾濫後、流路を替え西流したままの状態、なかなか復旧工事に着手できないでいた。御厨地方での砂除け堰掘削を支援し出したということは、駿東郡の灰砂を下流に流し終わるまでは、あえて酒匂川の治水（大口の閉め切り）に着手しないつもりであったと考えられる。上流の灰砂をある程度相模湾まで流さない限り、大口を閉め切ってもすぐにまた決壊するに違いないと、噴火後10年経って、駿東郡の復興支援優先へと代官伊奈が方針を変えた可能性が高い。酒匂川が西流したまま15年間もほったらかしにされた点や、噴火直後の20年間よりも噴火後20年過ぎたころから酒匂川の氾濫が頻発し出す点も、この代官伊奈の方針変更に関連している。「急がば回れ」である。

代官伊奈の方針の変更が、誕生したばかりの新将軍徳川吉宗・享保改革政権の方針であったかどうかは判然としないが、無縁ではないであろう。小田原藩への所領還付後、伊奈の管轄村が限定され、駿東郡への再開発支援がしやすくなった点もまた無視できない。

（3）須走神社の再建

噴火による壊滅的な一次被害を受けた須走村（小山町）の復旧に、他村とは異なり、幕府が思いのほか手厚い御救いを施したのは、富士山の登山口にあたり参詣者用の導者宿が集中していたことはもとより、駿河国と甲斐・信濃を結ぶ交通の要衝であった点が指摘されている。また、噴火の翌宝永5（1708）年には参詣者の見られたことが、内院（噴火口）へ投げ入れた散銭から判明している。

ただし、神主小野大和守^{やまとのかみ}や村役人たちが酒匂会所（幕府代官伊奈氏）に再三願い出ても、富士浅間神社の再建費用はお救いの対象とはならなかったし、拝借金もできなかった（『小山町史』2No.457・476）。ところが、須走村が小田原藩領に復帰した後、享保3（1718）年9月の再建に際して、小田原藩主大久保忠方^{ただまさ}自らが白銀10枚（金7両余）を、藩が櫛20本を寄進しており、同12年4月の鳥居再建にも、忠方は杉6本を寄進している（『小山町史』3〈寺社編〉No.250）。これらは、沼津藩主大久保忠佐^{ただすけ}（小田原城主大久保忠世^{ただよ}の弟）が富士浅間神社を建立して以来、須走村の領主である小田原藩主が代々再建を支援してきたという由緒に基づいている（同前No.248）。もちろん、こうした領主の庇護を受けたのは限られた寺社だけの特権であり、江戸後期になり、神職をめぐって当地の神主と京都吉田家との間で争論となった際には、こうした由緒がものをいうことになる。

2 酒匂川の大口径

(1) 酒匂川の西流

避難先で仮住まいを続けている斑目・岡野・千津島・壺下・竹松・和田河原の大口水下6か村は、宝永6（1709）年正月以降、度々出府して窮状を代官頭伊奈忠順に直接訴えた。同じころ、山間部の川村3か村も、更なる御救いを求めて江戸表への訴願を考えていた。

江戸から飢人吟味役人として久保七郎右衛門らが現地入りしたのは3月中旬で、この検使の報告を受けて、4月から飢人扶持の支給が実施された。飢人1人につき1日1合の扶持米に代えて銭5文が、10日分、20日分と村単位で割り渡された。同年中、7回・計90日分の支給を受けた村もあった（『南足柄市史』3 No.93）。

5月、河川の被害・治水状況を見分するために、幕府御目付河野通重らが現地入りしたところ、視察先で川浚いの実施や田畑開発料支給を願い出る村が相次いだ（『南足柄市史』2 No.195、『小田原市史』史料編近世Ⅱ No.303・304、『開成町史』資料編近世(1) No.184）。6月にまた増水があり、大口が決壊したため、7月21日、幕府は大名お手伝い普請による川浚いを決定し、津藩を相模国、浜松藩を駿河国の担当に任命した。津藩は、まず河内川の浚渫を行い、11月から酒匂川の川浚い、及び川村山北の皆瀬川の瀬替えを開始し、後に花水川の浚渫も実施し、宝永7（1710）年2月までに斑目村から吉田島村へかけての大口堤の補修を終わらせた（『神奈川県史』資料編5 No.259、『山北町史』史料編近世 No.248）。このとき、浚渫した土砂を用いて大口堤の後ろに新堤防を築き、二重堤防にしたといわれる。

こうした川浚い普請の実施は、流域被災民に人足賃収入の機会を与えたが、大口堤のみの修復は根本的な治水となっていなかったのである。

はかなくも、そのことは正徳元（1711）年7月29日の大雨が証明することになった。酒匂川の本流は大口より水6か村を縦断して流れ下り、支流狩川へ合流する新流路を形成し、元に戻らなくなってしまったのである。原因の一つは、合流点を岩流瀬・大口より上流に付け替えた皆瀬川の流路変更であった。一方、川音川でも神山村（大井町）の和田堤が決壊し、下流の金子・西大井・上大井（以上大井町）・下大井・西大友（以上小田原市）など諸村へ流れ出し、田地・住居を押し流した（『南足柄市史』2 No.195、『大井町史』資料編近世(2) No.186）。

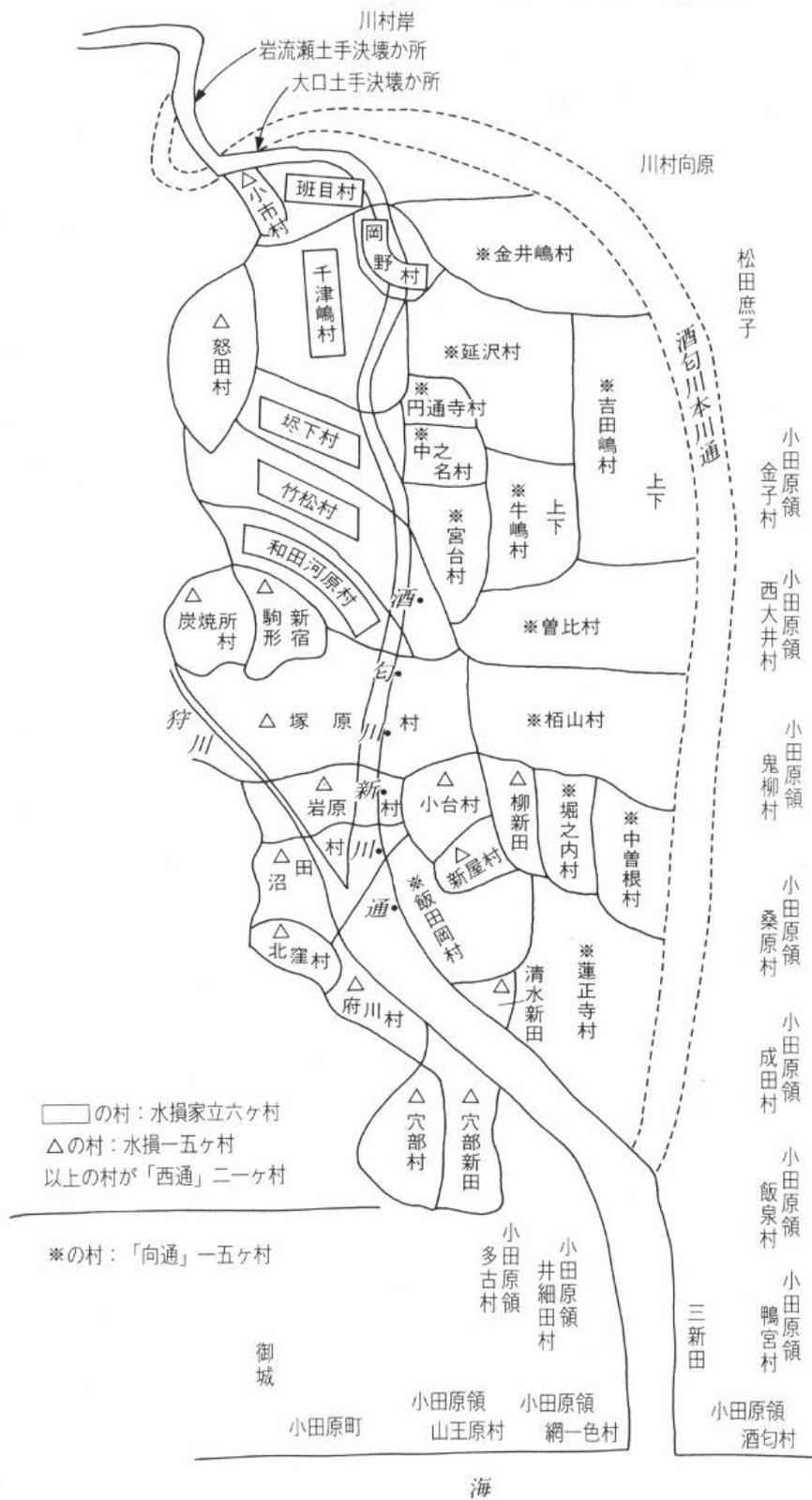


図5-12 現在の酒匂川を中心とする河川図

出典：(南足柄市,1999)より転載

注) 原図は明治大学博物館蔵瀬戸家資料

(2) 流域村の利害対立

避難先での不便な生活を強いられ続ける水戸6か村は、繰り返し大口土手の修復を訴願するのであるが、度重なる政権交代や、老中であつた小田原藩主大久保忠増の死去などもあつて、幕府の手による治水事業は実行に移されないでいた。壺下村の名主与惣右衛門などは、困窮のため名主役を組頭に任せ、江戸に出稼ぎに出なければならぬ状況であつた（『南足柄市』2 No.90）。

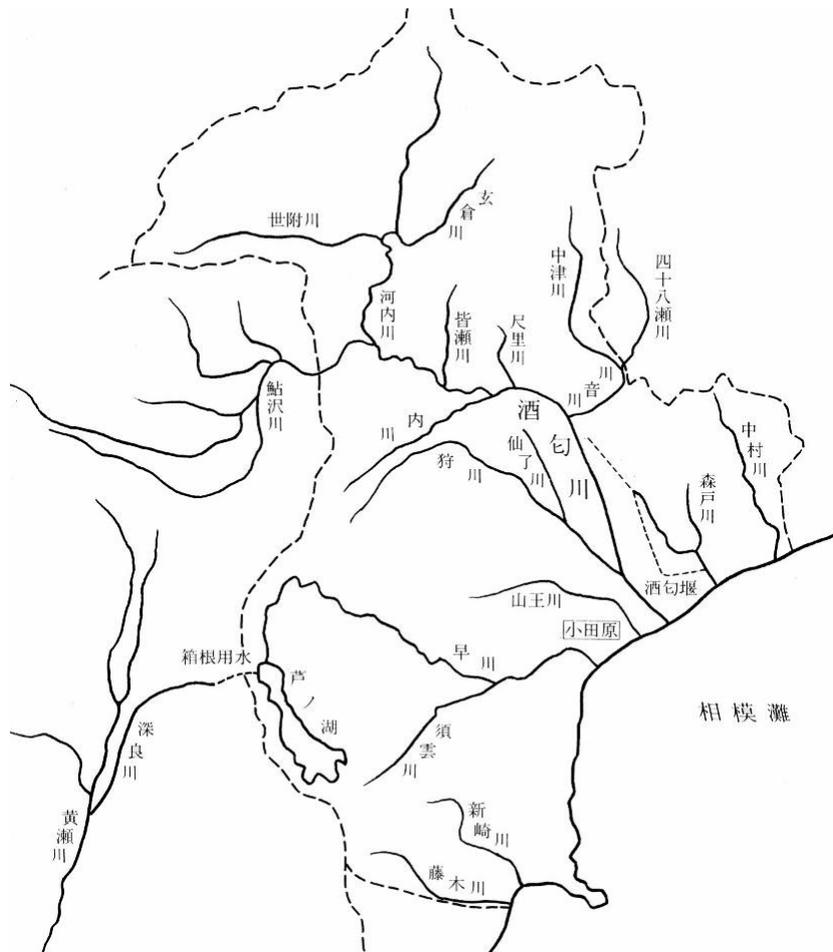


図5-13 新川通りの村々

出典：(小田原市、1999)より転載

正徳3（1713）年6月、水戸6か村は、川除け普請実施とお救い米支給を願い出た際、大口に水が強く当たる点が根本的な問題であるから、上流川村岸の釜淵出崎を切り崩し、流路をまっすぐにすることによって大口へ当たる水勢を弱める普請が必要だと提起している（『南足柄市史』3 No.75）。ただし、川村岸ほか関係村の理解が得られるかどうか難しい提言でもあつた。

享保元（1716）年閏2月、元酒匂川左岸の東筋と呼ばれた村々28か村が、酒匂会所に用水不足を訴え出た。かつて酒匂川より取水していた酒匂堰・鬼柳堰が、本流の流路変更により水不足となったため、前年に斑目村から武永田堰を利用して取水したところ、途中の金井島村・吉田島村・延沢村（いずれも開成町）の者がその取水堰より横堰を引いて水を取ることで困るという訳であった（『小田原市史』史料編近世ⅡNo.321）。

その直後の3月、元小田原藩領で、噴火後幕府領となっていた相模国・駿河国の計94か村・2万7,948石余が、再び小田原藩領に復帰した。その中には、用水不足を訴えた酒匂川旧左岸や山間部の村が含まれていた。

享保3（1718）年4月・7月、くだんの水下6か村が、大口堤を閉め切って酒匂川の流路を元に戻すように2度にわたって勘定奉行水野守美に訴え出た。新河川敷となってしまった旧田畑を元の姿に戻すための運動であり、本川通りに戻れば「郡中一か村も障り」はないと、絵図面・普請見積り書持参であった。さらに、同5（1720）年9月、水下6か村は新川流域の水損15か村を巻き込み、「西通り」21か村で視察に来た勘定吟味役辻守参に嘆願書を差し出したのであるが、新川通りの東側になってしまった「向通り」15か村は流路の現状維持を主張したため、このときは「西通り」のみで願い出ている（『南足柄市史』3No.77～79）。

足柄平野の村々が、それぞれの立場で異なる主張をし始めてきた。また、本川通り両岸で領主が異なる点も、本格的な普請の阻害要因となっていた。

(3) 国役普請と小田原領復帰

辻の視察をさかのぼること4か月前、享保5（1720）年5月の段階で、時の享保改革政権は治水政策の方向を大きく転換していた。甚大災害による川除け普請等について、国持あるいは20万石以上の大名は自普請とし、それ以下は御料（幕府領）・私領（大名領など）の区別なく国役普請とした。①費用は幕府・領主それぞれが10分の1程度負担し、残額を国役として関係国から臨時徴収する。②利根川～長良川まで、太平洋岸に注ぐ主要河川を国役定例河川とし、費用額に応じて国役負担国を定める、というものであった（『御触書寛保集成』No.1356）。なお、酒匂川が対象河川となるのは、享保12（1727）年のことである。それまでの間、酒匂川は特別の措置が実施されることになる。

まず、享保7（1722）年8月、残っていた元酒匂川右岸にあたる幕府領計2万100石余が小田原藩へ返却された。ただし、同藩預かり地とし、7年間、既に復興している田畑の年貢を普請費用にあてて酒匂川を本流に戻させるという計画で、もし達成できなかつたときは再び上知させるという時限付きの小田原藩預かりであった（『徳川禁令考』前集No.4025）。これは、幕府がいったん酒匂川治水事業から手を引くということの意味していた。9月、小田原藩は家老杉浦平太夫を普請奉行の大元締め任命し、12月から復旧に取りかかった。まず、新川に水量を確保したまま、大口及び川音川から本流へ通水し、旧河床に堆積している砂を1～2年かけ

て押し流し、その上で大口堤を閉め切るとい^{もくろみ}目論見であった（『開成町史』資料編近世(1)191・192）。その間に、村を離れた住民に帰郷を促そうというのである。

享保10（1725）年末までの3年間に、酒匂川の本流東西両岸で計7,514間余（約13.5km）の堤が補修され、そのうち新土手が計4,384間余（約7.9km）あった（『南足柄市史』3 No.71）。このとき、小田原藩の手によって大口閉め切りにまでは至らなかったが、酒匂川を本流に戻す前提で、時間をかけて旧流路の砂除去、下流の堤普請に努めたことが、後の文命堤構築の前提を準備したことは間違いない。

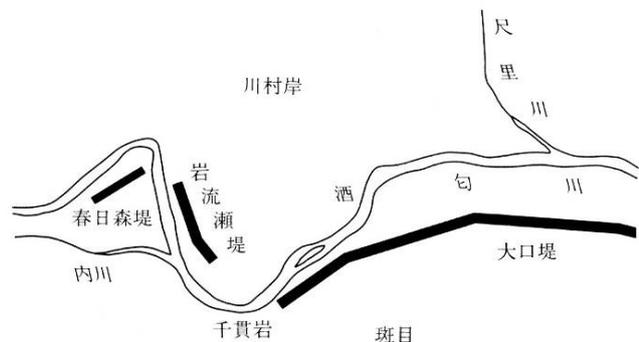


図5-14 大口堤・岩流瀬堤

出典：(小田原市,1999)より転載

(4) 田中休愚と文命堤

元川崎宿本陣の田中休愚が酒匂川の視察にやってきたのは、享保8（1723）年7月のことである（『開成町史』資料編近世(1)193）。当時、田中は紀州流の治水巧者として知られた井沢弥惣兵衛のもとで荒川などの普請にたずさわっていた。

享保7（1722）年から勘定所強化策の一環として関東の地方御用も兼務していた江戸町奉行大岡忠相^{ただすけ}は、同10（1725）年12月、国役定例河川には入っていない酒匂川の治水事業を幕府の手でやり遂げることを決め、田中にその指揮を任せた

（『小田原市史』史料編 I No.213）。費用はもちろん公儀負担である。

早速、田中は享保11（1726）年2月普請に着手し、川村向原（山北町）花蔵院に宿舎を置いて、6月までに大口堤（文命東堤）と岩流瀬堤（文命西堤）の普請を完成させてしまった。再建された大口堤は、敷15間（27m）・高さ4間（7.2m）・馬踏10間（18m）といい、一回り大きいものであった。土手の表には3間四方の柵（弁慶柵）石倉を各所に配置し蛇籠で護岸するなど、水勢を弱める工夫がしてあった（『南足柄市史』3 No.93）。柵に五郎太石を入れた俵を詰める際には、千代村（小田原市）蓮華寺の僧に読経させた陀羅尼経を1巻ずつ仕込んだといい、このため大口堤は陀羅尼堤・法華堤とも呼ばれたという（『新編相模国風土記稿』）。

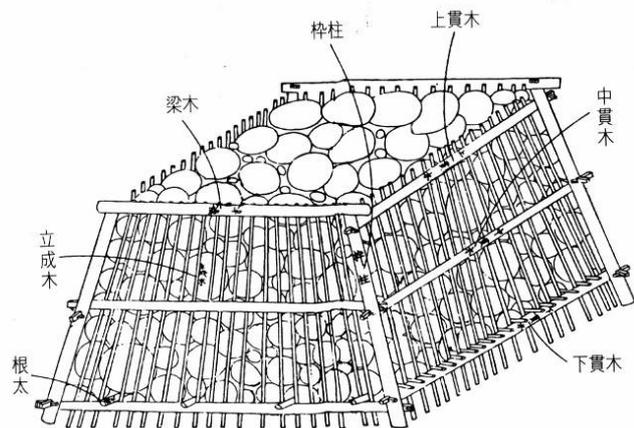


図5-15 弁慶柵

出典：(南足柄市,1999)より転載

注)『土木工要録』より作成

15年ぶりに酒匂川を本流に戻すことができたのは、大口堤だけではなく岩流瀬堤とあわせて再建したことによるものであった。短期間の工期で竣工させるために、両堤上に文命社を建立して祭礼を創始するなど（『南足柄市史』3 No.94、『大井町史』資料編近世2 No.44）、流域民に水防意識を喚起した点も見逃せない。

ただし、大きな問題を抱えていた。田中の普請は、基本的に幕府領（小田原藩預かり地）のみを対象としていたため、川東の小田原藩領分の普請は実施されていない。竣工直後に幕府領の金井島村（開成町）などから、川音川の堤普請、及び合流点より下流東岸の土手普請の必要性が上申されている。それも、この上申書は田中に無視されたため、小田原藩に宛てて差し出されている（『小田原市史』史料編I No.214）。

危惧したとおり、翌7月の大雨で吉田島村（開成町）と曾比村（小田原市）の境で堤防が決壊した。その決壊箇所より下流西岸1,500～1,600間（2.7～2.9km）の堤普請、及び金手村（大井町）十文字より飯泉村（小田原市）にかけての東岸堤防も改めて田中の担当となり、翌享保12（1727）年閏正月から公儀普請で実施された。8月には、大岡忠相自らが酒匂川普請現場へ視察に出向いている（同前No.213・215）。翌享保13（1728）年4月、流域の幕府領を管轄する代官岩手信猶が村々へ、村高100石につき銀11匁7分（約0.2両）の国役金納入を命じているので（同前No.217）、大岡の視察後に酒匂川が国役定例河川に組み込まれたことがわかる。その金額は、宝永5（1708）年全国の大名・旗本らに命じた国役金の10分の1であった。

(5) 水下6か村の帰村

正徳元（1711）年の洪水後、新酒匂川の河川敷となり、近隣の御林などに移住生活を余儀なくされていた水下6か村にも、享保11（1726）年の大口の閉め切りによって、ようやく帰村の道筋が見えてきた。同13（1728）年正月、大口水下35か村に対して岩流瀬堤・大口堤より下流の西岸7堤の維持に関する水防組合規定が定められたのは（『南足柄市史』3 No.82）、そうした動向を裏付けてくれる。

同年9月、水下6か村は、本村への帰住引っ越し金と田畑開発金を代官岩手信猶に願い出ている。6か村で既に開発の済んでいる田畑（10.7%）と今後自力で開発できる分（16.8%）、及び土手敷などになった開発不能地（4.7%）を除いた合計194町1反余の開発可能地（67.8%）の半分を同年中に再開発するとして、その費用の2分の1に相当する助成金計448両余と、家数355軒・7寺社の当座引っ越し助成金計499両余、あわせて金947両を要求し、年内に支給を受けている（『南足柄市史』3 No.83）。かなり思い切った金額の支給であるが、代官岩手が徴収したばかりの国役金をこれに充当したのであろうことは想像に難くない。

その後、1年経っても田畑の再開発や家作りが進まず、助成金の返却を迫られた村もあったが（『南足柄市史』2 No.71）、村を捨て江戸へ出ていた千津島村の曾右衛門のように、それまで音信不通であったのに、この助成金の話を知り、村に礼金を差し出し、詫びを入れて18年ぶりに帰村した百姓もいた（同前No.126）。

コラム 文命宮の祭礼

享保11（1726）年、田中休愚が大口堤を再建するに際して斑目村に文命宮（現福沢神社）を建立した。あわせて金100両を水戸6か村に預け（貸し付け）、その利息をもって、毎年4月1日に祭礼を行うよう命じた。同時に、6か村（斑目・千津島・岡野・壺下・竹松・和田河原）は、文命宮の氏子となる。翌享保12（1727）年以降、別当となった千津島村宝生院が、祭礼執行を担当し、流域村々から集まった人々は、それぞれ石を一つずつ堤上まで運び上げ積み上げるといふ儀式を行うことになる。これは流域民が主体となって堤防管理を行うことを明示する象徴的な儀礼となっていく（『南足柄市史』8No.87～89）。

文命宮の御神体は、休愚が献納した直径4寸5分（約13cm）の丸い石であった。また、岩流瀬堤（文命西堤）と大口堤（文命東堤）にはそれぞれ石碑が建てられ、東碑には古代中国、夏の創始者禹王の治水伝説にちなみ、禹王の別名文命をもって名付けたとその名の由来が刻まれている。休愚が起草したその碑文は大岡忠相に提出され、将軍吉宗の閲覧を受けた後、荻生徂徠の添削を経て返されたものという（『護園雑話』）。後々、休愚の治水功績が伝承化していく中で、文命碑は京都賀茂川の文命碑と並び「東の文命碑」として名所化していくことになる。

享保18（1732）年4月の祭礼日には、氾濫後の堤普請を行っていた川東の村々へも普請担当の蓑正高から「惣休み」の触が廻り、金手・西大井・桑原・成田・飯泉の5か村から代表7名が参詣している。蓑も、同日朝一で参詣していた（『大井町史』資料編近世2No.44）。流域一帯が小田原藩領に復帰した後も、文命宮祭礼は小田原藩の指導のもと継続されていくように、酒匂川治水の精神的支柱として領主権力も常にその維持に心がける祭礼となっていく。

ところで、一説に休愚は酒匂川の治水事業の最中、千代村蓮華寺に命じて酒匂川沿い6か所（大口・岩流瀬・吉田島・金手・多古・飯泉）に地蔵尊を1軀ずつ建立したという。「川丈六地蔵」（口絵を参照）と呼ばれ、この六地蔵は現在も残っているが、どう見ても地蔵尊ではない。「おそっさん」、つまり日蓮上人の座像と思われる。酒匂川の氾濫で地蔵は流されてしまったのか、初めから祖師像であったのか残念ながらはっきりしない。



写真5-1 文命堤東碑

出典：『小田原市史』通史編近世より転載

享保17（1732）年2月、小田原藩が東岸9か村・計6,270石余の上知じょうちを老中に願い出て、ようやく事態は動き出す。この上知は替え地を求めないもので、小田原藩としても藩領の減少を代償にしてゲタを幕府に預けたわけである。3月、将軍吉宗の了承のもと、上知が認められた後、被害村に御救い米が支給され、幕府勘定吟味役井沢為永の視察後、川除け普請が開始された（『大井町史』資料編近世2No.170・171）。井沢の命じた堤防は、以前の堤防より低く規模が小さかったため、早速6月5日の大雨で決壊する。

同じころ、流域の幕府領の民政を担当していた代官岩手信猶のぶなおが死去したため、蕘が支配勘定格に昇進し、岩手に代わって実質的な代官として流域村の行政も担当することになった。当然、井沢に代わって蕘が東岸の治水も担当することになり、その年のうちに普請を完成させた。

（2）人的被害と大口閉め切り

享保17（1732）年は西日本でウンカ（イナゴ）が大発生し、いわゆる享保飢饉が始まった年である。食料難は東国にも影響を及ぼし、蕘は治水にあたる一方、流域村の民政にも気を配っている。同18（1733）年には、備荒用のハト麦栽培の奨励や新麦の備蓄を指導し、同19（1734）年には自ら著した農書『農家貫行』のうかかんこうを村役人に読み聞かせたりした。

さて、富士山の宝永噴火（一次災害）において死者が出たという正確な記録は今のところない。噴火後の飢餓状況の中での犠牲者を除けば、水害・土砂災害など二次災害においても犠牲者は極めて少なかったと推定されている。しかしながら、享保19（1734）年8月の酒匂川の氾濫では、とうとう多くの犠牲者を出すことになる。

5日から降り始めていた雨は7日夜間に豪雨となり、8日午前2時ごろ、まず東岸鬼柳村の堤が決壊したのを皮切りに兩岸の堤防が各所で押し切られ、未明には岩流瀬堤がらせ・大口堤が切れ崩れ、本流はかつて被害を及ぼしたことのあつた斑目村まだらめなど水下6か村を残らず押し流してしまった。記録に残っている流死者は、斑目村11人、千津島村せんづしま17人、竹松村7人（以上南足柄市）、岡野村4人（開成町）、鬼柳村17人（小田原市）、中川村ほうきざわ 14～15人（山北町）の計70人ほどであった。田中休愚による大口閉め切り後、「末代切れまじく」と油断していた西岸村々の犠牲が際だっている（『大井町史』資料編近世2No.158、『南足柄市史』3No.93）。



写真5-2 享保19年8月水害供養塔
(珠明寺／南足柄市斑目)

出典：（富士砂防事務所、2003）より転載

その後の蓑の行動は迅速で、8月20日には幕府の許可を得て、大口・岩流瀬の仮閉め切りに着手し、翌享保20年2～5月に本普請を終わらせている。車地しゃちという人力クレーンを利用して大石を角材を敷いた土台に積み上げ、堤防の高さも田中の築いたものより1間けん（1.8m）高く築造したという。この蓑による川除け普請で用いられた工法は、当時の高い技術を総動員したもので、この後、川音川の東堤が寛延元（1748）年に決壊するまで13年間、大口堤は宝暦7（1757）年に決壊するまで22年間、持ちこたえることになる。結局、「日常的」でもあった水害・土砂災害からの解放が、流域村の復興を加速する上で大きな役割を果たすことになった。

(3) 地域秩序の回復

元文元（1736）年8月、河口の今井村・網一色村あみいしき（ともに小田原市）から川村岸（山北町）までの引き船（川船）の再開が幕府より許可され（『御触書寛保集成』No.2431）、9月には川除け普請箇所で使用する用材を都夫良野村つぶらの（山北町）から筏流ししている（『山北町史』史料編近世No.277）。噴火後30年が経過し、酒匂川に流れ込んだ富士山の降灰もかなり流れ去り、酒匂川の水量も安定してきたことを裏付ける。

牛島村・宮台村（ともに開成町）の百姓が、竹松村（南足柄市）との村境を享保15（1730）年から田地として開発をはじめ、元文3（1738）年から年貢を上納できるようになったという（『南足柄市史』2No.73）。水下6か村も、元文4（1739）年から田畑にかかる年貢は上納できるが、付加税である高掛物をもう3年間免除してほしいと願い出ている（同前No.65）。それぞれ田畑の再開が軌道に乗りつつある状況を物語っている。

元文3（1738）年、蓑正高は管轄下足柄上・下郡85か村の入会山いりあいを再編成して、それぞれに山札を配った（『小田原市史』史料編近世ⅡNo.361）。これは、降灰に埋まった山の樹木がようやく再生してきたことと、下草や落ち葉など蒞敷かりしき（肥料）の不足を来すほど里村（山を持たない村）の復興が進み、出入り・紛争を起こすようになったためとられた対策である。元文5（1740）年、都夫良野村では、噴火以後中断していた結ゆいを来年より復活することを申し合わせている（『山北町史』史料編近世No.286）。農作業や屋根の葺き替えふなど、労働力や農具・馬を貸しあう結いの復活は、何よりも地域秩序の復活を教えてくれる。

なお、元文年間には幕府領の年貢納入高も急速に回復するのであるが、これは勘定奉行神尾春かんおはる央ひでらの年貢増徴策による側面もあった点を見落としてはいけない。

(4) 小田原藩領復帰と地押し改め

延享2（1745）年5月、大岡忠相が関東地方御用を解任されたため、翌延享3（1746）年5月、酒匂川の普請担当も代官（元文4（1739）年昇進）蓑正高から勘定吟味役井沢正房（為永の子）の担当に代わった。それと前後して、將軍徳川吉宗の隠居や老中首座松平乗邑の失脚など、中央の政局でも変動があった。

延享4（1747）年8月、元小田原藩領で噴火後、様々な経緯で幕府領となっていた相模国足柄上・下郡67か村と駿河国駿東郡（御厨領）32か村、計高2万8,435石余が小田原藩領に復帰する。40年ぶりに小田原藩領に戻った村も多いが、享保17（1732）年に上知された酒匂川東岸9か村や駿東郡でも元松永藩大久保氏領・旗本稲葉氏領の19か村などが幕府領のまま残された。

小田原藩領に復帰した村々が幕府領のときの年貢増徴から解放されたかということ、そうではない。翌寛延元年（1748年）から、小田原藩でも定法である反取りによる年貢収納方式へ戻し、増徴策へ転ずるのである。江戸中期までの小田原藩では、財政難という構造問題を、幕府同様に年貢増徴や先納金の賦課など、領民からの税収入に依拠して解決しようとしていた。小田原藩家中の俸禄・扶持米支給も、江戸期中で明和年間（1764～1772年）が最低水準であったことがわかっている。

城付領の復興が進んでいると判断した小田原藩は、安永2（1773）年、地押し改め検地を実施する（『神奈川県史』資料編5 No.60）。地押しとは、田畑の等級や村高を変更せずに、反別（面積）のみを計り直す測量のことである。降灰・土砂に埋まった田畑の再開発の過程で新たな道・堰が付けられたり、各自入り組みに開発し所持地としたため、古い検地帳と整合できず、また村境などでは争いの原因となっていた。そうした田畑の権利関係を調整する目的と、年貢増収の目的と、2つの理由から地押し検地が行われた。

(5) 御厨領の復興状況

正徳2（1712）年、忠順の跡を継いだ幕府代官伊奈忠達^{ただみち}は、少しずつ再開発の進む御厨領村に年貢を課す際に、享保9（1724）年から額を固定する定免制を採用している。定免は領主の増徴策として用いられる場合が多いが、低い年貢率での固定は逆で、切り替え年には村側から定免継続願いが出されることになる。低率での定免継続は、備荒用の囲い米や年貢の買い納め制などとともに、御厨領の復興に力を与える施策であったといえる。

元文5（1740）年3月、矢倉沢村（南足柄市）は、庚申年につき富士山参詣人の通行増加が見込まれるため、深い沢に勧進橋を設け、通行料（4～5文）を徴収したいと代官蓑に願い出ている（『南足柄市史』3 No.158）。矢倉沢関所周辺の山間は、御要害として人の立ち入りが禁止されていたが、橋がなければ道者と呼ばれた参詣人たちも沢・御要害へ紛れ込む可能性があり、御要害警備を担当した関所掛り村の責務として架橋を要望したのである。要望の背景には、信仰の対象としての富士山が復活しつつあり、江戸っ子たちが矢倉沢往還沿いに相模国から駿河国へ多数通行するであろうとの予想があった。

寛保3（1743）年7月、御厨領49か村が代官伊奈の支配を離れ、駿府代官^{すんぶ}疋田泰永の支配下に入った。交替の理由は不明であるが、当時老中松平乗邑・勘定奉行神尾春央が中心となつて幕府領における年貢増徴策を推し進めていた時期であり、低率の定免制が更迭の理由であった可能性もある。後の人々に、「代官伊奈半左衛門の仁政」や「駿府代官の苛政」を記憶として残す遠因となる。延享3（1746）年には、御厨領に幕領検地が実施され、「見付田」、「^{げげでん}下々田」、「砂田」までが高付けされた。

(6) 小田原藩城付領の回復

小田原藩大久保氏は、天明2（1782）年11月、長らく飛び地領であつた^{しもつけ はが しよりょう}下野国芳賀郡の所領（真岡領）21か村・高1万7,080石余を幕府に差し上げ、代地として翌天明3（1783）年3月、相模国足柄上・下郡14か村・駿河国駿東郡（御厨領）10か村など高1万8,014石余を拝領する。この足柄上・下郡14か村の中には、最後まで幕府領に残っていた享保17（1732）年上知の酒匂川東岸9か村が含まれており、旧小田原藩城付領が一円所領として回復したことになる。「近年川床相直り^{そうろう} 候につき、自普請つかまつりたく候えども、公領・私領川前後にこれあり、一まとめに致さず候ては川除け不便利」であるから、小田原藩側から願い出て復領したという（『神奈川県史』資料編4No.2）。そもそも、噴火・降灰後、復興までの間という約束で5万6,000石余の小田原藩領が幕府領に編入されたのであるが、すべて復領するまでに75年かかったことになる。

折しも、天明2（1782）年7月14日の大地震（震源は相模湾西部、推定マグニチュード7.3）、天明2～4（1782～1784）年の凶作と災害・飢饉が相次ぎ、小田原藩領民を苦しめていた。天明3（1783）年10月、御厨領萩原村・^{にいし}新橋村（御殿場市）の住民らが小田原城下へ出訴しようとする動きが見られ、11月17日には御厨領の領民が大勢で箱根宿まで押しかけ、宿役人・関所役人に説得され引き戻るといふ事件が発生した（『小田原市史』史料編近世ⅢNo.44）。「徒党・^{ごうそ}強訴」は幕府の禁止する大罪であり、一揆が未遂に終わりながら処罰者を出すほどであった点など、この事件は飢饉に起因する民衆運動として位置づけられているが、小田原藩領に復帰した御厨領の住民たちの民力が徒党を起こせるまでに回復しつつあつた側面もまた見落とせない。

駿東郡内で当時^{にらやま}葦山代官・島田代官支配に属し幕府領に残っていた19か村も、この後、天明5～6年にかけて小田原藩領や^{おぎのやまなか}荻野山中藩（元松長藩）領へ復帰、あるいは新規旗本領となるなど幕府領を離れることになる。唯一、復興の遅れていた大御神村（小山町）のみ、そのまま幕府領として残ることになった。

2 須山口登山道の復活

(1) 元文5年縁年と須山口

富士山参詣口のうち、須山村（深山村ともいう、裾野市）を起点とする須山口（深山口）登山道は宝永噴火口付近を通っていたため、噴火によって壊滅的打撃を受け、一旦途絶した。村域が広いと、降灰の少なかったところも見られるが、登山口付近は2尺5寸（約75cm）、場所によって1丈（約3m）積もったと記録されている（『裾野市史』3No.158、詳しくは第2章第1節2を参照）。須山村には神主1軒のほかに御師12軒が存在し、100軒を越える家数の大半が伊豆・駿河方面の導者（参詣者）を相手の生業や駄賃稼ぎで暮らしていたが（同前No.45）、噴火後はこういった登山関係の生業、及び畑作・山稼ぎは全くできなくなった。

干支が庚申の年は、60年に1度の縁年として、富士山への参詣者が大挙して押し寄せる大ブームの年となる。噴火後最初の縁年は、元文5（1740）年であった。例えば、参詣者の増加が予想された須走口では、脇道にあたる古沢村（御殿場市）ほか近隣6か村が、導者相手の駄賃稼ぎの許可を代官伊奈氏に訴願している（『御殿場市史』3No.1-7）。矢倉沢往還などから須走口へ往来する富士山参詣者や旅人相手の駄賃稼ぎは、御殿場村が馬継ぎの既得権（問屋で口銭10文を徴収）を有しており、他村には許されていなかった。このため、噴火以前より古沢村などが御殿場村を相手に参入を要求してきたのであったが、毎度、徒歩の導者や旅人が大沢通りを通行するのは勝手次第であるが、導者相手の駄賃稼ぎや宿泊業はまかりならぬという裁決であった。今回も結末は覆らず、業を煮やした古沢村ほか7か村は御殿場村で不買運動を展開するほどであった（『小山町史』2No.531）。

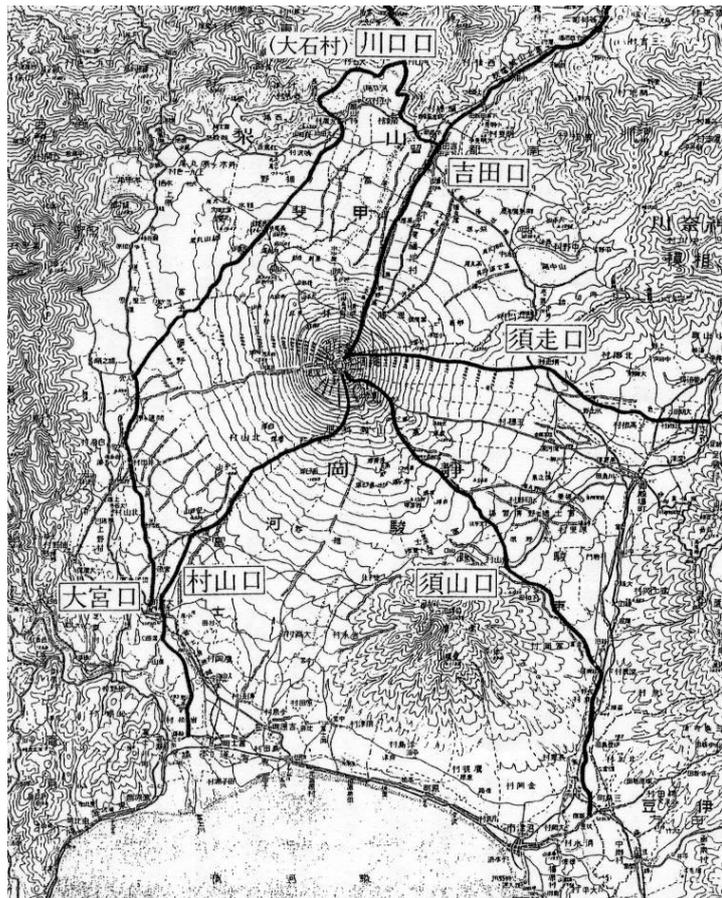


図5-17 富士山登山道と登山口

出典：（裾野市、2000）より転載

さて、参詣者が期待される縁年を前に、須山村では名主祖八が中心となって須山口登山道の復興を図った。このため、元文5年にはかなりの参詣者があり、通行料として1人につき12文ずつ徴収した山銭を、大宮口（富士市）の富士山本宮浅間神社に納入している（『裾野市史』3 No.276）。その4年後の延享元（1744）年に、巡見使に提出した『駿東郡御厨深山村絵図』^{すんとう みくりや いしむろ}によれば、導者道が宝永山を迂回するように描かれており、また、山頂までの間に5か所の石室（避難所）が見える（図5-18）。登山道としての体裁は整えられていたようであるが、その後、平年の参詣者はほとんどなかった。

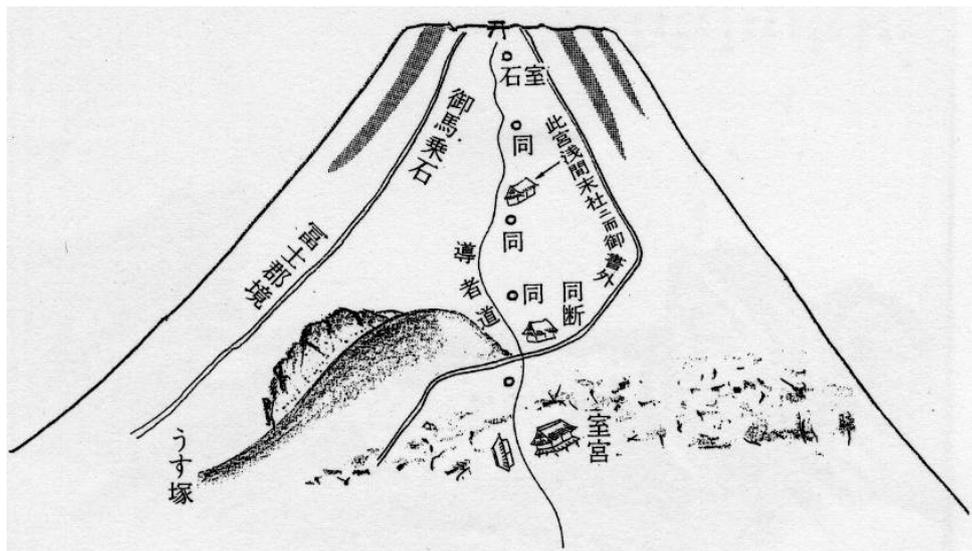


図5-18 復活した須山口登山道

出典：(裾野市,2000)より転載

注：延享元年駿東郡御厨深山村絵図〔富士山資料館保管〕

(2) 登山道再開までの経緯

活動停止状態に近かった須山口（深山口）登山道が復活するきっかけは、安永5（1776）年6月、富士山頂の支配権を争論に際して、駿東郡と富士郡との郡境論裁許絵図を証拠として提出するよう西田中村（御殿場市）に要請があり、差添人として須山村組頭平兵衛が江戸の評定所まで出頭し、勘定奉行安藤惟要から絵図面の内容について問いただしを受けたときのことである。奉行から「富士山登山深山口は、今現在参詣者の通行はあるのか」と尋ねられた平兵衛は、「古いことはわかりませんが、70年前の噴火後は登山道も悪く、現在登山する者はありません」と失言し、聞き取りの内容を記した口書に確認の判を押してしまったところから始まる。

帰村して事の次第を聞いた名主たちは血相を変えた。確かに登山道の足場はよくないが、現在も「稀れには」参詣者がある。須山口は導者道として古くからの歴史があることを忘れ、あまつさえ判までしてしまうとは、「はなはだ不束至極」。御師職の者だって12軒（正確には神

主1人・祝^{ほうり}1人・御師11人)そのまま残っており、毎年登山道の見廻りだっている。須山口を潰してしまう気か、と慌てて平兵衛口書の取り下げを領主である小田原藩の役所を通じて願い出た(『裾野市史』3No.276・277)。

9月になってようやく取り下げが叶うと、登山道の伝統を再認識した須山村は、小田原藩へ登山道の普請許可を願い出て、同9(1780)年6月から正式に登山道を再開することになる(同前No.279・280、『御殿場市史』2No.14-22)。宝永以降、富士山東麓では参詣者の宿泊等が須走村に独占されていたが、由緒をもとに須山口も参詣者誘致活動を再開することになる。この間、取り下げ嘆願のときに須山村の百姓代であった惣治郎が、安永9(1780)年には名主となっている。一説には、須山村内部におけるそれまでの名主家の既得権利、例えば炭焼きであるとか導者宿の独占であるとかが惣百姓側の要求を背景に撤回されたとみなし、村政運営が惣百姓の代表たる惣治郎の手に移ったともいわれている。

次の縁年、寛政12(1800)年を前に、同寛政8(1796)年、須山村では惣百姓で登山口について村掟を定めており(『裾野市史』3No.285)、この段階には参詣者を招き寄せ、富士山導者の宿泊や世話・案内することで暮らしを成り立たせていく須山村の姿が垣間見られる。ちなみに、この寛政12年の縁年では女人^{にょにん}の登山も途中まで認められ、大変な盛況を呈することになる。